

福祉環境委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年6月17日（木）午前10時0分～午後0時50分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

- 1. 委員会運営について
（環境局）
- 1. 事業概要の説明聴取
（健康局）
- 1. 事業概要の説明聴取
（福祉局）
- 1. 事業概要の説明聴取

出席委員（欠は欠席委員）

委員長	西	ただす						
副委員長	木戸	さだかず						
委員	細谷	典功	外海	開三	高橋	としえ	岡田	ゆうじ
	植中	雅子	山下	てんせい	徳山	敏子	森本	真
	欠坊	池		正				

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（西 ただす） ただいまから福祉環境委員会を開会いたします。

本日は、常任委員長会議において確認されました委員会運営方針の提示と所管局の事業概要の説明聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

なお、坊池委員より病氣療養のため欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

最初に委員各位の座席についてであります。正副委員長で相談の結果、お手元に配付いたしております定席表のとおりといたしましたので、御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（西 ただす） 御異議がありませんので、許可することに決定いたします。

次に、本日の予定でございますが、委員会終了後、K O B E 里山自然共生センターを実地視察することになっております。予定といたしましては、午後1時50分に市役所を出発したいと考えておりますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（西 ただす） それでは、協議事項によりまして、まず委員会運営についてであります。

本件につきましては、5月22日の常任委員長会議において協議いたしました結果、運営方針が確認されましたので、これに基づいて委員会を運営してまいりたいと存じます。

それでは、これより順次、各局の審査を行います。

（環境局）

○委員長（西 ただす） これより環境局関係の審査を行います。

それでは、事業概要について、当局の説明を求めます。

○柏木環境局長 どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西 ただす） 着席されたままで結構です。

○柏木環境局長 着座にて失礼します。

それでは、令和8年度環境局事業概要について御説明申し上げます。

お手元にございます、事業概要を御覧ください。

1ページには環境局の概要を、2ページから3ページにかけて組織と事務分掌を掲載しております。

4ページを御覧ください。

令和8年度主要事業の概要について御説明申し上げます。

1 カーボンニュートラルの実現の（1）脱炭素型ライフスタイルへの転換では、K O B E ゼロカーボン支援補助金による支援や採択者同士の連携や活動拡大のための交流会を開催します。

（2）産業の脱炭素化の促進では、兵庫県等と連携をして、脱炭素経営スクールを開講いたしま

す。

（３）クリーンエネルギーの利用促進の①再生可能エネルギーの拡大では、市内公共施設への太陽光発電設備の設置を進めるとともに、ガラス型ペロブスカイト太陽電池及びカルコパイライト太陽電池の実証的導入、脱炭素先行地域における国の交付金を活用した補助や、小水力発電の事業化に向けた調査などを進めてまいります。

②水素エネルギーの利用促進では、先進的な実証事業への支援を継続するとともに、モビリティ分野では、県・市協調による導入支援を行います。

③電動車の普及促進では、燃料電池自動車の導入補助を行うほか、外部給電・神戸モデルなど、災害時に活用できる強みを発信し、電動車の普及促進を図ってまいります。

５ページを御覧ください。

（４）二酸化炭素吸収・固定の促進では、ブルーカーボンについて、藻場分布調査の費用低減を目指した調査手法の検証、藻場が存在しているもしくは創出できる場所を示すポテンシャルマップの公開、森林ではモデル的な里山整備やバイオ炭の製作などを、市民等との協働により進めてまいります。

（５）ＫＯＢＥクールオアシスの展開では、外出時の一時休息所として引き続き展開してまいります。

６ページを御覧ください。

２ごみの減量と資源の循環の（１）まわり続けるリサイクルの推進では、エコノバの空き家等も活用した設置拡大や、つめかえパックリサイクルプロジェクト、ボトルｔｏボトル事業を実施いたします。

（２）リチウムイオン電池等の回収・資源化では、危険性や取扱いについて周知啓発を図るとともに、電池類回収ボックス・小型家電リサイクルボックスによる回収を行い、資源化を図ります。

（３）家財のリユース促進では、おいくら、ジモティーの活用やジモティースポット神戸ジェームス山店、家財の片付けサポート事業との連携を進めてまいります。

（４）コンポストの普及促進では、これまで取り組んできたキエーロに加え、アーバンファーマーミング運営団体等と連携しコンポストの普及促進を図るほか、小学校での環境学習プログラムの実施校を拡大してまいります。

７ページを御覧ください。

（５）食品ロスの削減では、フードドライブ実施店舗の拡大、フードバンク団体の支援に取り組むほか、フードロスロッカーの設置やフードシェアリングアプリ等の利用促進により、食品ロスの削減、物価高への対策を進めてまいります。

（６）事業系ごみの資源化・減量化では、特に資源化可能な紙類について、将来的にクリーンセンターへの排出を禁止することを視野に入れ、排出方法の確保や周知啓発等を実施いたします。

（７）不法投棄防止対策では、不法投棄防止カメラを効果的に運用するほか、地域との連携強化等により、不法投棄を許さないまちづくりを進めてまいります。

（８）繁華街における環境美化対策では、三宮駅周辺の繁華街においてカラス対策ネットボックスを実証的に設置するほか、未契約事業者の把握や訪問指導により、適正排出の徹底を図ってまいります。

（９）路上喫煙・ばい捨て防止対策では、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収、民間啓発員の巡回による指導・啓発を強化するとともに、喫煙所整備補助金の対象範囲を拡大し、

喫煙所の増設を進めてまいります。

8ページを御覧ください。

(10) クリーンステーションの管理支援では、収集時の清掃やネット片づけなど側面的支援に取り組むとともに、ネットボックス等の購入助成制度を新設するほか、外国人に向けたごみ出しルール の啓発に引き続き取り組んでまいります。

(11) 収集運搬管理業務の効率化では、ごみ収集運搬管理システムを導入いたします。

(12) クリーンセンター等の計画的な整備では、東クリーンセンターの長寿命化を図る大規模改修、落合クリーンセンターの煙突解体及び老朽改修に向けた調査設計、荻藻島クリーンセンターの再整備に関する基本計画を策定いたします。

9ページを御覧ください。

3 自然との共生の(1) 生物多様性保全の推進の① 自然共生サイトを活用した里山保全活動の推進では、小河山林及び周辺棚田において、持続可能な里山再生モデルを生み出すため、K O B E 里山自然共生センターを活用するほか、生物多様性豊かなため池の維持管理を行います。

② 環境DNA分析を活用した生物調査の実施では、豊かな海づくりの実施に向けて、環境DNA分析や藻場の保全・育成を推進するほか、河川においても生物調査を実施し、レッドデータの改定、生物多様性保全施策等に活用してまいります。

③ 国連生物多様性条約第17回締約国会議（C O P 17）への神戸学生使節団の派遣では、ユース世代をC O P 17へ派遣するほか、帰国後に生物多様性シンポジウムを開催するなど、人材育成と市民の意識醸成を図ってまいります。

10ページを御覧ください。

(2) 外来生物・野生鳥獣対策の推進では、特定外来生物の防除やセンサーカメラを活用したニホンジカ、ツキノワグマの調査・監視、スマートフォンアプリやL I N E、外来生物展示センターを活用した啓発を推進してまいります。

(3) 環境活動の推進では、参加型イベントの開催や環境活動の発信、環境教育講座など、学べる機会の創出に取り組むほか、神戸S D G s 表彰を実施し、市民の意識向上と行動変容の促進を図ってまいります。

11ページを御覧ください。

4 安全・安心で快適な生活環境の維持の(1) 土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置については、土砂条例、太陽光条例を適正に運用し、生活環境及び自然環境の保全をより一層推進してまいります。

(2) アスベスト対策では、事前調査結果、除去作業計画等の厳正な審査や立入調査などにより、アスベストの飛散防止対策を徹底してまいります。

以上、令和8年度事業概要について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（西 ただす） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、事業概要の説明を含めて、環境局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） よろしく申し上げます。6月1日から始まった、家庭ごみの指定袋に関する臨時的措置についてお伺いをしたいというふうに思います。

さきの常任委員会等で、このごみ袋——中東情勢絡みのごみ袋の問題が、話が出て、環境局と

しては基本的に在庫はたくさんあるんだというようなことでしたけども、1日からは臨時的措置で指定袋以外でも出せるようになりました。

うちの町内会の自治会の回覧板が回ってきたり、あとちょうどうちの家の前にクリーンステーションがあるんですけども、手書きで臨時的措置で指定袋以外でも出せますよみたいなことを、町内の人が作っていただいたりしているんですけども、取りあえず30日までという期間を区切っていますけども、環境局として現状はどうかと、30日で終わるのか、あと袋自体がどういうようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○近藤環境局副局長 5月18日の福祉環境委員会の場で、私のほうから販売店舗からはタイミングによっては一時的に品切れとなっておりますけれども、入荷できない状況ではないという御答弁を申し上げたところでございます。

その後、状況としましては、指定袋が品切れをしているという問合せが、当初は市東部のほうが中心が多かったところなんですけれども、その後、徐々に北部や西部の地域からも問合せが多く寄せられる、そういう状況になりました。

そういうこともありまして、また西宮市、あるいは芦屋市といった近隣市においても指定袋以外の袋での排出を認める臨時措置が発表されたことから、市民の不安感が一層高まることによる買いだめが懸念されるため、市民のごみ出しに支障が生じないよう、6月1日から30日の間、臨時的措置として指定袋以外の袋でも排出を可能とすることとした次第です。

現状としましては、定期的に職員のほうでも確認をしている状況ですけれども、臨時的措置を開始した6月以降も一部の店舗では在庫が戻ってきているところもありますが、いまだ複数の地域で品切れが生じているという状況でございます。

今の現状は以上でございます。

○委員（森本 真） 今の現状は分かりましたけど、そしたら一応6月30日までという期限を切っているんですけど、その後の問題はホームページでお知らせしますということになっていきますけれども、今の現状としては、7月も今の臨時的な措置でいくのかどうかは、いつ判断されるのでしょうか。

○近藤環境局副局長 この臨時的措置の期間をどうするかにつきましては、現時点では何とも言えない状況でございますが、引き続き製造事業者、販売店舗のヒアリングや現地調査、それとクリーンステーションの排出状況も日々確認をしておりますので、そういった地域の状況を丁寧に把握した上で判断をしていきたいと考えてございます。

○委員（森本 真） 一応、チラシなんかで市民の皆さんにはお知らせをして、指定袋以外でも出している方もありますし、一応期限切っているんで、継続するんだったら継続するということ早く、迅速に市民に知らせる段取りを取っていただきたいというふうに思っているんですけど、いかがですか。

○近藤環境局副局長 アメリカとイランとの停戦合意という報道がなされまして、両国の代表が覚書文書署名という報道もございます。状況が目まぐるしく動いており、なかなか先を見通すということは困難な状況ではありますが、我々としても市民に混乱を与えないようなタイミングで判断をしていきたいとこのように考えてございます。

○委員（森本 真） できるだけ市民に早く知らせるのと、伝わらなかったらそのまま指定袋外でも出す可能性もあるので、そういうときはちゃんと取っていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○委員長（西 ただす） 他にいかがですか。

○委員（岡田ゆうじ） 豊かな海について、藻場のポテンシャルマップと環境DNA分析について盛り込んでいただきました。特に環境DNAのマンスリー調査っていうのは、なかなか全国でもない、例がそんなにあるわけじゃないんで、神戸市は非常に進んだ調査をして取組をしていただいているなということに感謝です。

改めてポテンシャルマップを見てみると、分かっていたことではあるんですけど、もう須磨以西にしかポテンシャルはないということ。だから神戸とか——兵庫の兵庫運河ありますけれども、神戸のほう、灘のほうには、単年草のワカメが防波堤の近くにちょろっと生えるぐらいはあるんですけど、いわゆる藻場としてのポテンシャルがあるのは須磨・垂水にしかないということ。

須磨のほうの藻場は非常に人工的な形をしていて、S u m a 豊かな海プロジェクトとか須磨里海の会の皆さんが非常に熱心に取り組んでいただいて、神戸市内でも最も成功した事例として、それがポテンシャルマップにも出てきているんだということを、大変今回はっきり分かってよかったわけでありますが、ただ、今須磨のほうで非常に苦しんでおられるというか、課題となっているのは、例えばアマモの播種をしてどんどん藻場を形成しようとしても、瀬戸内海の場合はアイゴですね、アイゴのような草食性食害魚なんかがアマモを食べちゃうと。食べちゃった後に代わりにアオサなんかが繁茂しちゃったりすると、もうそれで藻場というものは完全に崩壊をしてしまう。だから、アマモの播種とか藻場をつくることに地元の方は努力できても、いわゆる食害魚の侵略というものに大変苦しんでおられて、実はこれは須磨に限ったことじゃなくて、全国でこういうポテンシャルマップに取り組んでいるところは、例えば日本海だったらやっぱりウニの問題に物すごい苦しんでいますし、例えばイスズミであるとか、そういった食害魚に苦しんでいるところが多いわけであります。

今回、環境DNA分析で私も見せていただいて、非常にこれは画期的な取組なんですけど、例えばウナギがいるよですとかね、タイの何があるよですというのが書いてあって、確かに山田川でもウナギの釣りとかをしているんで、ウナギがいるなっていうのは、それは分かったら分かったでいいことなんですけど、だから何だみたいなね。ウナギは垂水にもいますよ、そりゃ。だけれどだから何だということであって、環境DNA分析するのであれば、例えば今言ったアイゴなんかがいつどういう形で群れをなして藻場に襲いかかってくるのかとか、そういうどんな魚がいるんでしょというところから一步進めて、海の豊かさを守るために、環境DNA分析によって何が得られるのかという、そういうところまで進めて分析をしてもらいたいなと思うわけでありますが、食害魚対策に関しての環境DNA分析の活用の在り方についての見解をお伺いします。

○岡田環境局部長 今、御指摘のありましたアイゴについては、確かに環境DNA分析でも冬を除いて結構検出されておって、やはりいろいろな影響を与えているんだろうなというのは想像できます。

確かに御指摘のとおり、なかなか環境DNA分析のほうなんですけれども、魚種は分かるけれども、例えば量的に資源量が分かるとか、ちょっとそこまではまだいってなくて、今後、そういう技術的なものが進めば行けるのかもしれないですけども、そういったところまでまだ踏み込めていないというのが実情でございます。

ただ、今後やっぱり神戸市としてもブルーカーボンの取組、やはりこれは海の揺り籠ということで、積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、もう一歩進んだ形として、アイゴをど

ういう形で、実際にいるのは分かったけれどもどういう形で群れをなしてどういう形で藻場を食害するのかなど、そういったものも検討しながら、各地ではアイゴは未利用魚ということで食べられていないけれども食べるような、そういう取組をやっているというお話も伺っておりますし、そういうブルーカーボンを推進する上で、そういった食害魚みたいなものに対して、ちょっと何かできないかということは検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員（岡田ゆうじ） ぜひ岡田部長、専門家ですとやってこられたわけでありますから、ぜひこれはお願いしたいところであります。

長崎県の五島市なんかでは、先ほどイスズミの話をしたんですけど、ノトイスズミに関しての環境DNAの調査・分析を全国で初めて、水産庁の支援も受けてやったんですね。採水による環境DNA分析で、ノトイスズミの分布を100メートル程度の精度で把握できて、環境DNAの濃度から群れのある・なしを約80%の精度で予測できたということで、これは非常に五島市の大きな環境DNA分析の食害リスク対策としての取組として注目されているんですね。

だから、今はアイゴのあれがちょっと見えているという話でしたけども、ぜひこういう先行事例に倣って、だからかなり五島市では食害魚の対策に環境DNAが使えるそうということになったわけでありますから、そうしたものを、また倣って勉強していただきたいなと思います。

もう1点だけは、今須磨の話をしました。須磨より東側は、もう兵庫運河を除いて全くポテンシャルがないということは、ほぼないということが明らかになりました。実は須磨よりももっと大きなポテンシャルがあったのが、私もびっくりしておっと思ったわけですが、舞子なんですね。舞子のポテンシャルというのは物すごい大きな色を塗ってなっているわけですけども、例えば須磨であれば先ほどいったスマスイの関係者の皆さんであるとか、あとは事業者であるすまうら水産さんとかがまさに責任を持って須磨の海の再生に取り組んでくださっているわけですけども、今、舞子はどちらかと言うと観光というか釣り船とかそういうものは多いんですけど、いわゆる地域としてそういうものを担ってくれる方っていうのをこれから発掘していかないといけない。逆に言えばそうじゃないと、幾らポテンシャルがあったとしても、それでおしまいになっちゃうんですね。

このいわゆる市として企業とタイアップして云々ということを書いていたっているわけですけども、どのように舞子のこの担い手を見つけていくか。私も舞子の住民ですから、舞子のことは何となく分かるんですけど、あそこからどうやってその担い手を発掘していくんだろうということについて、現段階での環境局の見解をお伺いしたいと思います。

○岡田環境局部長 新たな担い手の発掘ということで、非常にこれは重要なテーマでございます。

今回、ポテンシャルマップを作成したのも、やはりそもそもそういうブルーカーボンの活動をしたけれども果たしてこのエリアで生えるんでしょうかとか、そういう問合せをいただいて答えられなかったということに起因しております。それで今回つくらせていただいたわけなんですけれども、今、御指摘いただいたように、確かに舞子沖っていうのは非常にポテンシャルが高いということがはっきりと今回の調査といたしますか、この取組で分かったところございまして、具体的にどう担い手を発掘していこうかということまでは、今後、ちょっと検討させていただきたいんですけども、やはりこのポテンシャルマップをしっかりと、例えば舞子沖は非常にポテンシャルがあるんだということをPRしながら、ブルーカーボンについてはクレジットな話もございまして、非常に様々な多面的な価値がある取組ということでございまして、そういったことも併せてポテンシャルマップとともにPRして、いろいろな事業者なり市民団体なりに当たっ

ていけたらというふうに考えているところでございます。

- 委員（岡田ゆうじ） ああの地域はもう昔からの漁業の地域なんですけど、今や元網元さんの家というのはたくさんあるんですけど、今はもうほとんどそういうのがなくなっているところなんです。だから、逆に、須磨みたいに漁業関係者というよりは、例えばSDGsに関心がある企業とかね、いわゆる環境局の環境問題のアプローチから舞子の海を再生させようみたいな、そういうアプローチで担い手を探していったほうが、多分、舞子のほうはいいと思いますので、また具体的に何かそういうあれをされるのであれば、私ももし必要でしたら相談に乗りますし、またそんなで須磨の成功例を例に、舞子でも再生ができるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

- 委員長（西 ただす） 他に。

- 委員（山下てんせい） お願いします。エコノバの事業についてちょっとお伺いしようと思います。

過日、玉津地域交流センターで意見交換させていただいたんですけれども、かねてより集まり過ぎるという課題について、問題意識があるということをお伺いしておりました。実際に行きましたところ、やっぱり特に瓶が集まり過ぎて重たいということで、やはり瓶ってかさばる関係もあるので、収納し切れないんですね。そうなってくると、女性が重たいのを持って建物の外に出して保管するというふうな作業をしているということで、これはちょっとそのエコノバの管理をしている方の負担が大きいねということ、私も認識したわけでございますけれども、さすがにやはりそういった課題があり、7月からは一時休止するというのを聞きました。

当地は玉津支所に併設されていることもありまして、役所に来たついでに持ってくる傾向があるので、致し方ない部分もあると思いますが、集まり過ぎるという点の改善策、あるいは対策、何か考えていらっしゃるのか、まずはお伺いいたします。

- 近藤環境局副局長 特にエコノバたまつのことを御紹介をいただきましたので、その件について今の現状と考え方を御説明をさせていただければと思います。

委員から御指摘のありましたエコノバたまつにつきまして、我々も管理者の方と意見交換をさせていただきまして、おっしゃっていただいたとおり、玉津庁舎へ移転後一度に大量の瓶を持ち込む方が増えてきたということにつきまして、運営、あるいは管理に困っているということを御相談を受けた次第です。

我々とも協議の結果、御指摘いただいたとおり7月から瓶の回収を一時休止することとして、その間に対応策を検討したいというふうに、今はそういう状況でございます。

具体的にじゃあどういった対応策を考えられるのかということですが、まず集められた瓶の収集回数——我々が収集をしておりますけれども、その収集回数の頻度を上げるが1つの対応案かとも思っておりますし、また収集回収ボックスの投入口の工夫ということで、一気にたくさんの方が入らないような物理的な仕様の変更ということも検討できないかというふうに検討し始めたところでございます。

具体的に実走をするに当たっては管理者の方とも相談をしながら進めていきたいとこのように考えてございます。

- 委員（山下てんせい） そうですね、私も常々、例えば瓶にしても、あと他の収集物にしても、いわゆる店頭回収という形でスーパー等でも取り組んでおられる場所もたくさんあるわけで、正

直たまつでなければいけないという理由はどこにもないんですよね。ただ、たまつにやはり集まり過ぎるというのは、背景としてついでというのが恐らくあるんだろうと思いますので、この点においては、恐らく市民レベルの啓発、あるいは排出に関しての一定のルールの取りまとめ等が必要なんじゃないかなという問題意識を持っております。

例えば、じゃあちょっと視点を変えますけれども、プチプチも収集しているんですね、緩衝材としてのプチプチロールです。業者の方っていうのは、どうも粒の小さいプチプチを回収してくれるんですが、いわゆるアマゾンとかで宅配に入っている緩衝材としての粒の大きいプチプチですね。あるいは照明具なんか、あるいは陶器なんかを運ぶときに入っているエアの入ったパックが最近あるんですけれども、そういったエアの入ったパックのようなもの、こういったものは回収してくれないそうなんです。そういった回収してくれないものはどうやら受付の方が持ち帰って処分しているということを聞いたんですね。

やはりこれも管理している方に負担をかけるというのは言語道断な話だと思うんですけど、まず局はその点存じ上げていたのかということ、また、そういった排出ルールについての先ほど申し上げた取りまとめや周知について、より積極的に取り組むべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○近藤環境局副局長 先日、私も日曜日にたまろっとが開催されていまして、そのときに管理者の方とお話をさせていただきました。その際に出てきたのは――瓶の話は出てきたんですけれども、今御紹介をいただきましたプチプチの異物の件につきましては、特段やり取りが話題にも上がりませんでしたので、今日、お話を伺って初めて知った次第でございます。

エコノバのプチプチの場合、おっしゃっていただいたエアの入った棒状の部分はリサイクルという視点では排除されるべきものだと、異物として認識しておりますけれども、収集という意味では、異物が入っていた場合も基本的にはそのまま回収をしておりますして、回収後にその異物を除去するという取組をスキームとしてはしております。

ただ、エコノバの回収ボックスに異物がたくさん入っておりますと、異物の種類にもよりますが、ごみ箱のように見えること、そういう懸念もありましたので、目立った異物があつた場合にはできる範囲で取り除いていただくよう管理者の方をお願いをしておるところなんです、そのニュアンスがきちっと伝わっていなかった可能性もありますので、改めて御負担のない範囲で御協力いただけるようお伝えを改めてさせていただきたいと思います。

エコノバの開設時には回収品目を示したチラシの配布を行いまして、また、回収ボックスに異物の実物を掲示するなど、周知・啓発に努めておるところですけれども、委員御指摘のありましたそういった取りまとめという部分も含めて、まず内部で検討するとともに、管理者の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○委員（山下てんせい） 実は、やっぱりこういうリサイクルというか、瓶にしてもそうですし、プチプチにしてもそうなんですけれども、やはり集団回収に代表されるように、それはある意味その地域に少ないながら負担、要するにお金になるということですね。お金になるので、その少なからず地域に還元されるという仕組みもあるわけです。そういった意味で、そのいわゆる集団回収やエコノバ事業というのは、一方である程度のお金を生んでいるのかもしれないというふうな期待感があるんですね。

そういった観点ではどんどん取り組むべき事業ではあるんですけれども、他方でやはり事業の成り立ちとして、収益化は難しい事業なんだろうなというふうな認識であります。

ですので、そこら辺のプラスとマイナスの見合いということも考えて、恐らく異物が入ったまま回収しても異物を除去する手間っていうのが、考えたら業者さんとしても嫌がるという背景はあるんだろうなというふうな部分も容易に想像できますし、あるいは管理している団体の方がよかれと思ってやってくださっているという背景があるのかもしれない。

そういった意思の疎通といいますか、やはりこういうときはこういうふうにしてくださいという一定のルールづけですね、そういったものは場所ごとに丁寧に行っていただきたいなと思っております。

あと、やはりこういったエコノバ事業を広げていくに当たって、地域性というのもやはり大切だと思います。特に再三申し上げておりますが、集団回収をやっている地域において、やはり瓶とか缶の回収っていうのは、できたらそちらのほうに委ねていただいて、エコノバのほうでその収集エリアの中で何を収集するのが一番効率がいいのかということを計画的に考えながら、地域性というものも考慮して、今後広げていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますが、たまつにおいては集まり過ぎる一方、当地では西事業所が近いので、頻繁に見に来てくれるということでお褒めの言葉をいただいておりますので、その点も併せて御報告をさせていただきます、終わります。

○委員長（西 ただす） 他に。

○委員（植中雅子） コンポストの普及促進についてお尋ねしたいと思います。

私も実はキエーロもやりましたし、緑の釣鐘みたいなコンポストも畑に置いてやったんですけど、続かないんですよ。これキエーロもそうですけど、きっちとちゃんとかき混ぜてあげないといけないし、何でも入れていいわけではなくて、きっちと細かく切って入れて、結構手間暇かかると。続かないという、ここちょっと欠点があると思うので、最初はみんな面白がってというかやるんですけど、これ続いてこそ、この目的が達成されるわけで、思うんですけど、この臭いがまず一つ気になるのがあります。それから、この攪拌するのを手を使わないで何かバクテリアが活躍できるような、そういう工夫ができないかなって思うんですけど、ひとつこれ提案として考えていただきまして、ベランダに出して臭わないようにするにはどうしたらよいか。あるいはそのまま裸のまま置いておきますと臭います。必ず臭うので、その辺ちょっと考えていただくと、実証実験で終わってしまっ、結局たくさん講習をしても続かないと成果が出ていないと思うので、ちょっとこの辺のところ、どのようにお考えかお聞きます。

○近藤環境局副局長 これまで環境局は、キエーロを中心にしてごみを減らすという視点での取組を進めてまいりました。それは委員御紹介いただいたとおりです。このたび、キエーロも含めましてこうベコンポストプロジェクトという形で、キエーロに限らず様々今市場に出回っているコンポストを活用してごみの減量、それとこのコンポストという1つのメリットとしましては、養分の高い土なりそういう素材ができるということです。今年度、年間100回の講習会を地域の菜園等を実施しているところでしていくということを、プロジェクトとして始動いたしました。この6月から始めたところでございます。

その際に講習会でも御案内申し上げているんですけれども、委員御指摘のあったとおり、これは継続していただくことが重要でして、そのきっかけとしてごみの減量も1つですけれども、そういった野菜を育てている方、あるいは花を育てている方については、養分の高い土ができますというアナウンスもして実施をしているところです。

その際、やはり気になるのが臭いという御紹介いただいたとおりです。その臭いを発生させな

いために、機材——土に対してごみ量の割合ですね、それときっちりと混ぜた上で土をかぶせるということで、臭いを低減させるのと、あともう1つ、虫ですね。虫の分は今申し上げたとおりかき混ぜて蓋を閉めるということがこれ大事な取組になってまいります。それを今、丁寧に実践も交えまして今講習を実施しているところです。

今、委員からも御提案ありました、手が土に触れる、あるいはかき混ぜないような別のツールといますか、用いるというのは1つの今いただいた案だと思いますので、一度持ち帰って内部でどのようにできるのかも含めて、もしそういうのがあれば、何かホームページとか講習会でも案内できればと思いますので、一度それは持ち帰って内部で検討させていただければと思います。

○委員（植中雅子） よろしくをお願いします。

もう1点、熊の問題なんですけど、いよいよ北区にも熊が出たということで、センサーカメラですね。これは道場町に1つあったのにうまいこと映ったというかそういうことなんですけど、北区の山林辺りにはセンサーカメラってどれぐらい置いてくださっているのでしょうか。

○岡田環境局部長 今、環境局がつけているいわゆるAI機能がついたセンサーカメラですけれども、道場地区に——今回映った場所も含めてなんですけれども、109台ですね。あとは五社、唐櫃の辺りにも20台、それと三木と三田市の近接地区というのが、どっちかという三木よりのほう、そこに10台。あと丹生山地区ですね、その辺りに15台と、藍那地区に19台ということになっておりまして、ちょっとあとは六甲山の中とか鶴越の地区にも入っているんですけど、北区で言えば今申し上げたところにつけております。

あとすみません、ちょっと谷上のほうにも、資料上は六甲山地区と一緒にしているんで分けられないんですけど、数台つけてございます。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。ちょっと安心しました。私、谷上の山のほうに住んでいますので、熊に出会ったらどうしようかなと思いつつながら水やりに通っているんですけども、たくさんカメラつけていただいてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西 ただす） 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

（なし）

○委員長（西 ただす） 他に御質疑がなければ、環境局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

それでは、ここで次の健康局が入室するまでの間、休憩といたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前10時40分休憩）

（午前10時45分再開）

（健康局）

○委員長（西 ただす） ただいまから、福祉環境委員会を再開いたします。

これより健康局関係の審査を行います。

それでは、事業概要について当局の説明を求めます。

○熊谷健康局長 健康局でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西 ただす） 着席されたままで。

○熊谷健康局長 着座で説明させていただきます。

それでは、令和8年度事業概要について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

I 健康局の概要としまして、局の職員数や令和8年度予算の概要を記載しております。

次に、2 ページから3 ページにかけて組織と事務分掌を記載しております。

4 ページに移りまして、Ⅲ令和8年度主要事業の概要を、新規・拡充事業を中心に御説明させていただきます。

医療提供体制の確保、1. 地域医療の確保として(1)救急医療体制の確保では、中等症以上の患者に対応する二次救急病院について、人件費の上昇や救急搬送患者数の増加を踏まえ、支援を拡充します。

(2)市民病院の運営では、医師の働き方改革も含めた病院経営を取り巻く急激な状況変化を踏まえ、行政的・不採算医療経費にかかる運営費負担金を拡充します。西市民病院については、令和13年夏頃の開院に向けた再整備事業に引き続き取り組むとともに、西神戸医療センターの手術室及び外来診察室を増設します。

(3)北神地域の急性期医療の充実として、済生会兵庫県病院と三田市民病院の再編・統合による新病院について、整備を支援するとともに、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を拡充します。

6 ページに移りまして、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、1. 疾病予防・健康づくり・感染症対策、(1)歯科口腔保健対策の推進、①こども、小学校におけるフッ化物洗口の全校実施として、家庭への洗口液配付について、対象者を小学校5・6年生から3から6年生に拡充します。また、重点校の1年生を対象とした集団洗口について実施校を5校から30校に拡充します。

②壮年期、歯周病検診として、40歳・50歳・60歳に加えて、新たに30歳の市民に対し歯周病検診を実施します。

7 ページに移りまして、(4)予防接種の実施、①高齢者のための予防接種として、高用量インフルエンザワクチンの接種費用の一部助成を行います。

②こどものための予防接種として、RSウイルス母子免疫ワクチンの接種費用について、妊娠28週から36週の妊婦を対象に全額助成を行います。

8 ページに移りまして、(6)高齢者への健康支援として、後期高齢者の生活習慣病ハイリスク者に実施している個別生活指導・受診指導等について、健診受診にかかわらずより治療が必要な方に重点化します。加えて、多職種連携チームによる指導体制を充実するなど、生活習慣病の重症化予防対策を強化します。

2. 精神保健福祉対策、(1)精神救急体制強化として、夜間における措置入院の要否判断に係る調査・移送体制を強化します。

10ページに移りまして、超高齢化による多死社会への対応、2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応、(1)墓じまい・無縁化増加に対応した新たな形式のお墓の供給として、自然回帰志向に対応した樹林葬墓地をひよどりごえ森林公園内に設置し、令和8年夏頃から供用を開始します。

食品衛生・環境衛生、２．銭湯の利用促進では、一般公衆浴場の入浴料金改定による利用者の減少による経営への影響を緩和するとともに、利用者負担の軽減を図るため、500円で入浴できるよう激変緩和措置を行います。

以上、事業概要につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（西 ただす） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、事業概要の説明を含めて健康局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（細谷典功） よろしくをお願いします。

樹林葬墓地についてお伺いいたします。ひよどりごえの森林公園内の樹林葬墓地ですけれども、この募集が6月5日に締め切られまして、15日に募集結果が公表されたということで、今回1,600体分——1,600基と言うんですかね、体ですかね——を整備されまして、まず募集が80体に対して1,038体の募集があったとお聞きしております。これ我が会派の宮田議員も以前から要望しておりましたけれども、今回、抽せんを行わずに希望された方全員が利用できるよということによって御対応いただいたことにつきましては、まず感謝を申し上げたいと思います。

一方で今後についてすごく懸念を持っておりまして、もともと1,600体分を80体ずつ20年間にかけて募集していくという計画だったと認識しておるんですけれども、初年度だけで1,038体ということで、これを踏まえますと単純計算で2年程度でいっぱいになるということになってしまいます。同様に平成30年に整備された鶴越墓園内の合葬墓についても、当初1万體分の整備でしたけれども、これも申込みが想定を上回って殺到したということから、令和3年度に2万體まで拡張工事を実施したという経緯もあります。

こうした合葬墓とか樹林葬の申込み状況を見ますと、本当に市民の皆さんのお墓に対する考え方、管理や継承を前提としない新しいお墓の形に対するニーズが非常に高まっているというふうに考えます。

そこでお伺いしますけれども、今回の募集状況をどのように分析されて、また今後市民のニーズに応えるために早急に次の樹林葬墓地の、合葬墓も含めて整備について検討を始めるべきではないかなと思いますけれども、御見解をお伺いいたします。

○熊谷健康局長 樹林葬墓地につきまして、80体程度の募集予定数に対して1,038体のお申込みをいただきましたけれども、抽せんを行わず申込資格に該当する方全員に使用許可を行うことといたしました。

ちなみに内訳ですけれども、お骨をお持ちの方が422体、生前申込みが616体という形ですので、約6割が生前申込みというような形でございました。

御紹介もいただきましたけれども、鶴越合葬墓では平成30年に募集予定数を400体で合葬施設の当初募集を行ったところ、2,518体の申込みをいただき、非常に高いニーズがあったことから、令和3年度に合葬施設の埋蔵容量を1万體から2万體に拡張を行ったといったところでございます。

樹林葬墓地につきましては、自然回帰志向に対応した墓地ということで、公園の樹林内に墓地を整備する新たな試みでございましたけれども、今回、非常に多数のお申込みをいただいたということで、お墓に対する考え方、ニーズが変化しているということ、改めて実感しているところでございます。

今回、樹林葬墓地の整備場所は、緑豊かな市の土地、市有地であること。それから、墓参を考慮し駐車場など一定のアクセスが確保できること。それから一定の規模が——面積があり、墓地の整備予定区域が住宅地と隣接しないことなどの条件を満たす場所として設定をしたところでございますので、課題もございますけれども、市民ニーズの大きさを踏まえ、自然回帰志向に対応した次の墓地整備について検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員（細谷典功）　ありがとうございます。御検討をお願いします。

1点要望なんですけれども、地元垂水の舞子墓園の件ですけれども、これ舞子墓園は昭和26年に開設されたということで、特に納骨堂の辺りはかなり老朽化が進んでおります。一方、もともと早くから舞子墓園というのは公園型の墓園ということで始まった墓園で、今では明石海峡を望むすごく眺めのいい非常に魅力のある、ポテンシャルのある墓園だと思っております。また、現在でも毎朝のラジオ体操とか、そういう集いも開かれておりまして、私も今朝も行きましたけれども、墓地としてだけではなくて、住民の憩いの場として親しまれております。

そこで、今後新たな樹林葬墓地や合葬墓などを整備を検討される際には、この舞子墓園が持つポテンシャルを生かして、市内の西部エリアにおける立地条件、さらに地域コミュニティの場としての役割を踏まえまして、舞子墓園のリニューアルも含めて、そういう視点も併せて検討していただくよう要望させていただきます。ありがとうございました。

○委員長（西　ただす）　他に。

○委員（植中雅子）　神戸市看護大学の運営についてお尋ねをしたいと思います。

看護大の市内の就職率の向上に向けて、これまでも入学金の見直し、それから市内就職者への奨励金など、様々な施策を実施しておられるところでありますけれども、ほかにも取り組んでおられることがあるのか、あるいは成果を上げている事例があったら教えてください。

○熊谷健康局長　神戸市看護大学の市内就職率ですが、コロナ禍以前は40%台で推移していたこともございましたが、令和3年以降は50%以上を確保しており、直近の令和7年度は58.4%ということで、前年と比べ5.6%増加をしているというような状況でございます。

市内就職率向上のため、委員御指摘のとおり令和5年以降の入学者の入学金を一律14万1,000円に下げるとともに、令和5年3月以降の学部卒業生を対象に総額14万1,000円を支給する市内就職奨励金支給制度を創設をいたしまして、市内入学者で市内就職した卒業生は入学金が実質ゼロやということで取組を進めているところでございます。

また、その他の施策といたしましては、市内出身者の市内就職率がやはり高いという状況がございますので、平成30年度実施の入試から推薦入学の市内優先枠を5名から7名に変更し、市内の高校からの受入れの拡充を行っているところでございます。

また、市内の受験者を増やすため、高校訪問についても過去のデータに基づき重点的に訪問を行い、令和7年度は市内の高校訪問を前年度の10校から20校に増やし、市外の近接校10校と合わせて合計30校に訪問をしているところでございます。この結果、今年度の訪問先の高校からの推薦入試の出願数は高校訪問に力を入れ始めた令和4年度と比較しますと、9校19名から18校29名と大きく増加をしているところでございます。

また、令和2年度から市民病院機構への就職の特別推薦制度を創設しておりまして、毎年30名程度を推薦しており、安定的な市内就職率の確保につながっているところでございます。

そのほか、市内病院を招いた学生向け就職説明会の実施や、職員が市内病院を訪問し直接今後の就職支援につなげるための情報収集を行うなど、様々な取組を行っているところでございます。

神戸市が設立した看護大学は地域の医療を支える優秀な看護人材を多く輩出することが使命の1つというふうに考えておりますので、引き続き1人でも多くの学生が市内医療機関に就職、活躍いただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○委員（植中雅子）　ありがとうございます。様々な工夫をしてくださるということはよく分かりました。

例えば、市内の学生はそれでいいとして、例えば、ちょっと遠くから来られる方は、市内でお部屋を借りて住まれるわけですが、そこへも補助は出ているんですか。

○熊谷健康局長　現時点でそういった支援は行っていないところでございます。

○委員（植中雅子）　それからもう1つ、離職率ですね、これを低くするのにやっぱり新人の看護師さんとか実習生、そういった教育担当者とかそういうのにもできたら支援をして、とにかく離職率を下げると、1回就職してもらったらしっかり最後まで頑張ってもらおうということを考えたら、今の2つね、市内で住まれる方への助成があったらいいなと、2点要望としてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（山下てんせい）　植中委員のほうから看護大の話題が出たので、ちょっと流れで質問をさせていただきます。

看護大なんですけど、兵庫県立大学が入学金や授業料を無償化する等、学生確保の競争も激しくなっております。入試状況を聞いたところ、多少の凸凹はあるものの倍率は一定キープされていると伺いました。

今後もこの競争に負けないため、魅力づくりに努めていく必要があるんですけども、いかにせん開学より30年が経過しておりまして、施設の老朽化というものはもう進んでおります。看護大学は同じ独立行政法人の病院などとは違って稼げる財源にも限りがありますので、設置者である市がしっかり支援を行い、老朽化対策にも取り組んでもらいたいと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○熊谷健康局長　御指摘いただきましたとおり、神戸市看護大学は平成8年の開学から30年を経過をしており、施設設備の老朽化については課題の1つであるというふうに認識をしております。

看護大学の施設改修等につきましては、平成31年の公立大学法人化以降も看護大学と協議を行い、必要な経費について神戸市が設立団体として費用負担を行ってきたところでございます。

令和4年度には学生の学習環境の向上のため、学生ニーズ調査で要望の多かったパウダーコーナー新設など、トイレの美装化改修やWi-Fi環境の拡充、学生食堂のウッドデッキの再整備などを実施しております。また、令和5年度以降は大学で策定した保全計画に基づき、回廊や学生会館の建築改修工事、高圧受変電設備の改修工事を計画的に進めているところであり、令和8年度から令和9年度にかけては、エレベーターの更新工事や蛍光灯照明をLED照明に更新する工事を実施する予定となっております。

公立大学法人化以降、これまでに約7億9,000万円投資を行い、老朽化への対応を進めてきたところでございます。

入学生やオープンキャンパス来場者の声をお聞きしますと、大学を決める要素で施設・設備といった部分が上位に来ているということもございますので、今後とも計画的に施設整備に取り組み、学生の学習環境向上を進め、魅力ある大学づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。恐らく看護大の在り方等も検討されているんだろうと思うんですけども、現状、市立という形——独立行政法人ではあるんですけども、市が設置している大学であるということを鑑みれば、やはりそこはしっかり面倒を見ないといけないうふうというふうに思います。ですので、その点しっかりよろしくお願いを申し上げます。

変わりました、そのいわゆる看護師の養成機関としては、医師会の看護専門学校や民間病院協会の看護専門学校というものもございます。ただ、医師会看護専門学校や民間病院協会看護専門学校では、定員割れが生じており、非常に危機的な状況にあると伺っております。両校は4年制大学である神戸市看護大学と違いまして、3年で看護師資格を取得できるなど、強みを持っております。市内就職率も高く、看護師確保の面では市に大きく貢献してきた学校であるため、これを置き去りにしてはいけないと考えるんですけども、現状と今後の見解についてお伺いいたします。

○熊谷健康局長 看護専門学校の定員の充足率ですけども、全国的にも低下傾向にありまして、令和7年度の国の調査では79.5%にとどまるといった結果も出てございます。また、特に全国の医師会が運営する看護専門学校の定員充足率については75%というふうになっておりまして、令和3年度以前は95%以上確保していたということからしますと、大幅に減少しているような状況でございます。

委員御指摘のとおり、神戸市医師会、神戸市民間病院協会が運営する看護専門学校につきましても、今年度の入学志願者が減少し、定員割れの状態となっており、定員割れにより経営状況が悪化しているということは両団体から直接伺っているところでございます。

看護師確保につきましては、医療法などにおいて国や県の役割が定められておりますけれども、本市としましては、看護師の安定的な供給・確保・定着は重要な課題というふうに考えておりまして、これまでも県に対して看護師の安定的な確保に向けた総合的な対策の充実を要望するとともに、市独自に医師会、民間病院協会の看護専門学校への運営費補助や市内就職率に応じた市内定着支援補助による財政支援を行ってきておるところでございます。

委員御指摘のとおり、両者の設置する看護専門学校は市内就職率が非常に高い状況でございます。医師会の学校は87.5%、民間病院協会——ちょっと今回下がっているんですけど、それでも62.5%と高い市内就職率を確保しておりますので、看護師確保の面で本市に大きく貢献いただいているということは、我々も認識をしているところでございます。

医師会、民間病院協会ともしっかりと状況をお聞きしながら、本市としてどのようなことができるのか、検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員（山下てんせい） やはり、人材不足とか人材の確保っていうものがどの業界でも叫ばれております。介護でもそうですし、保育でもそうです。看護の世界は、やはりちょっと売手市場の傾向がありますので、結局のところ何と言いますか、問題点、ちょっと視点がずれるのかもしれないんですけど、おおよそ人材育成機関の確保という点においては、一定数市内で働き手を輩出し続けるという機能、これは必要なことだと思うので、これも少子化の流れとか学生確保の競争というのはますます激化するっていうことは火を見るより明らかなわけでございます。

大学と専門学校なので、これ2つ、がっちゃんするというのは難しいのかもしれませんが。ちょっと学校のスタイルが違うので。ただ、何らか提携する方法はないのかなというふうな、こういった広い視野での学校の在り方というものを、ぜひちょっと協議の上、ただただ資金的支援を行うのではなく、協働という考え方で何ができるのかということも視野を広げていただけたらなと

いうふうに思います。

いずれにいたしましても、貴重な人材育成機関でございますので、しっかりと局としても維持、持続可能なものになるようによろしくお願いいたします。

あと、これはちょっと違う視点——全く違う質問なんですけれども、1点だけちょっとお伺いしたいんですけど、これはほんまに初歩的な質問で恐縮です。いわゆるリハビリテーションは、キュア神戸等もやっていますし、いわゆる急性期から回復期になったときに、リハビリテーションを行うというふうなことで、それで運動機能の回復というのをやるんで、だからその部分は分かるんですけども、意外と高齢化社会を迎えて、インストラクターがついて運動支援を行える場所ってというのが、これ結局定義的にはスポーツクラブとかになってしまうんですね。民間の事業ということになりますので。ただ、やっぱり高齢者の方でリハビリの施設がついている病院に行って、ちょっと運動したいんだけどと言ったら断られるケースが結構多いらしいんですね。

そこら辺にいわゆる高齢の健康維持を志されている高齢者と現場のミスマッチがあるのかなというふうな、あるいは一定のそういったインストラクターがついているような施設というのが、一定人気があるのはそういうことなのかという気づきを、昨日雑談の中で得たんでございますけど、これ局としてはタッチできない部分かもしれないんですけど、健康な——いわゆる別に病気とかになっていない高齢者のさらなる健康増進のための運動施設というのは、何か局として用意しているものとか、何か考え方とかありますか。あったらちょっとお伺いしたいんですけど。

○熊谷健康局長 現時点で局として用意しているというところはございませんけれども、その医療保険のリハビリでありますとか、そういったものに至らないけれども、一定の運動療法士などの下で個人個人に応じた負荷をかけて行うということが、ADLなりの向上につながるということで、以前には健康ライフプラザを活用した健康支援事業という形でモデル的に実施をしていたこともございますけれども、現在のところはそういった事業については行っていないというふうな状況でございます。

○委員（山下てんせい） すみません、ちょっと話つながりました。ありがとうございます。

民間活力ももっと使っていけばいいんだろうというふうに思うんですけども、やはりそういったところをプログラムとして何か考えていくのも1つ大事な事かなと思いますので、今後ちょっといろいろ協議しながら提案していきたいと思います。

以上です。

○委員長（西 ただす） 他にいかがでしょうか。

○委員（徳山敏子） すみません、先ほど細谷委員のほうから樹林葬の質問があったんですけど、私のほうは主にハードのことでお伺いいたします。

先ほど局長のほうから駐車場、そこに、ひよどりごえ公園に設置させていただいた理由の1つに駐車場のアクセスがいいことと、住宅地に隣接しないというのがちょっと上がっていたと思うんですけども、実はあそこ——御存じだと思うんですけど、住宅地からも上がれる階段もありますし、あと水辺のコーナー、反対側から入れるところもありまして、一番問題は、今回本当にたくさんの方に御応募いただいたのはいいんですけども、駐車場が、私も何回か行かせていただいた、10台ぐらいしか入れないのかなと思います。夏とかの樹林葬が始まる前でも、子供さんたちが夏休み、虫捕りとかいろいろ来られるときでも、中まで入っていいのかなと、黄色いくいがあったり、入れるのは5時までって書いてあるので、チェーンをやられちゃうと出られなくなるので、道路に止めちゃったりするんです。すごいあそこ、スピードも出しますし、すごい危な

いのかなと。だからもうちょっと、例えば樹林葬が始まるのであれば、樹林葬の駐車場ですって分かるような看板も立てていただいたり、一方通行の、真ん中に中央分離帯があって、あそこでUターンできませんので、非常に危ないところなので、駐車場の整備とそれから標識ですね、そういうのもきちっとしていただけたらありがたいかなと思います。

入ってすぐに案内所みたいな、私も最初行ったときに分からなかったもので、案内所かなと思って行ったら、そこはいろいろ整備する公園管理の方たちの場所であるので、いろいろお尋ねはできないんですけど、地図も設置していただいていた、大きな地域地図というか、そういう地図はあったので、それで行かせていただいたんですけど、もうちょっとそういう整備は必要なんじゃないかなと思います。

もともと森林の中につくられた樹林葬ということですので、あまり人工的にいろんなものを造ってしまうというのはいかがなものかなと思うんですけども、せめて道路——歩道はがたがたですけど平らになっておりますけれども、樹林葬に行くところは1段低くなっているところなので、せめて手すりとか何かがあればいいのかなって、自分の年齢というか、自分も歩きながらそのように感じました。

あと、入ってすぐのトイレも障害者用ですね、車椅子対応の男女ともにお手洗いもちゃんと広いスペースも取っていただいて、洋式トイレにも2つともなっておりますけれども、ちょっとせっかく新しく今、これから10月ぐらいから皆さんお使いいただくので、もうちょっと手を入れていただけたらありがたいかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○熊谷健康局長 樹林葬墓地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、生前も含めて1,038体分の申込みをいただいたところでございます。

今後ですけれども、使用許可申請書の提出や使用料の納付などの後に、使用許可を受けた方から焼骨をパウダー状にした状態で御持参をいただき、市のほうで墓所区域内に埋蔵を行うこととしておりまして、埋蔵自体は10月以降の実施を予定しているところでございます。

ひよどりごえ森林公園の駐車場、現在収容台数14台というふうになっておりまして、御指摘のとおり、今後埋蔵数が増えて多くの方が墓参に来られた場合に、駐車場の不足等の可能性もあるというふうに考えております。

これまで樹林葬墓地の使用者募集の案内やホームページの紹介ページ、あるいはリーフレット等でも駐車場の台数には限りがありますので、できるだけバスですね、公共交通機関でお越しいただくよう御案内をし、併せて主要駅からの公共交通機関であるアクセスについても御案内をしてきたところでございます。

駐車場の部分につきましては、今回大幅に予想を上回る多数の御応募をいただいたこともありまますので、公園を所管する建設局とも協議の上、どのような対応が行えるか検討していきたいというふうに思っております。

また、幾つか御指摘をいただきました案内板でありますとか、その辺りにつきましては、10月以降となります埋蔵までのタイミングに間に合わせるように、必要な更新などを行っていく予定ですし、墓所区域に下りる階段のところも手すりをそれまでに設置をする予定としております。

また、触れていただきましたけれども、自然のままというのを生かすというのが非常に大きなコンセプトになっていきますので、アスファルトで舗装するというようなことはちょっと避けたいとは思っているんですけども、駐車場部分でありますとか、あるいは墓所区域への園路の部分、少し凸凹がありますので、整地——整えるような工事も10月末までにはやっていきたいというふ

うに考えております。

- 委員（徳山敏子） ありがとうございます。細かいことで申し訳ありませんでしたけれども、私も近くに民間の、小部地域というところに民間の墓園があるので、そこも行かせていただいたら、そこはさすが民間ですので、やはりお墓っていうのは下にありまして、樹木葬、桜の大きな木の下に幾つかできるようになっているんですけど、その上から行くのに普通の方は階段で、階段で行ける方は階段で、それからスロープ、ちゃんと車椅子対応もしてありましたので、あまりいろいろ手を入れちゃうと森林植物園、森の中ですので、またちょっと目的が違ってしまうのかなと思うんですけど、最低限皆さんが御活用いただけるようにしていただけたらと思います。

北建設事務所の方も何回か見に行っていて、整備のほうも皆さんのほうでまたお声かけいただいたら御協力いただけると思いますので、またどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

- 委員長（西 ただす） 他にいかがでしょうか。

- 委員（岡田ゆうじ） 2点、まずフッ化物洗口でありますけれども、10年前ぐらいからこのことをフォローしてきた身としては、本当に随分進んで着実に展開していただけることになったので、非常に感慨深いものがあるわけであります。

短期のフォローと長期のフォローの2つが要と思うんです。短期のフォローっていうのは、要は洗口液を持って帰ってちゃんとやっているかどうか、そのまま洗口液を持ち帰りはするんだけど、何もしないでそのまま容量が減らずに家にあるという状態が続いているということがないか。長期っていうのは、最初にモデル校を設定してからもう何年かたっているわけですから、その1年の効果、3年の効果、複数年の効果としてどういうことが言えるのか。学校の先生方の御協力もいただいて、家庭の御協力もいただいてやってみた、この一定期間を経た上の成果がどんなもんかという中長期のフォローと、両方していただきたいなと思うわけではありますが、その辺の見解をお伺いします。

- 渡辺健康局副局長 小学生におけるフッ化物洗口について御質問いただきました。委員御承知のとおり、小学校におけるフッ化物洗口につきましては、昨年度から新たに全校を対象に家庭の洗口ができるように洗口液の配付を行っているところでございます。昨年度は5年生・6年生に配付をいたしまして、その後、実施状況を把握するというところで、保護者を対象にしたアンケート調査を行ったところでございます。

その結果についてでございますが、週1回継続できている、もしくはほぼできていると回答した方が約6割、今後も洗口液を利用したいと回答した方が約8割という状況でございました。

私どもといたしましては、家庭の洗口液の配付につきましては、家庭において継続して洗口を実施していただくことが重要でありまして、また、その実施率の向上のためにはフッ化物洗口の効果を保護者と児童に理解をいただくということが大切であると考えております。

そのため、昨年度におきましては、フッ化物洗口の有効性、洗口方法、注意点といったことを分かりやすく説明する動画を神戸市歯科医師会と連携して作成をいたしまして、市のホームページに掲載をし、また対象者全員にチラシで動画の案内を行っております。また、希望のあった学校に対しまして、保護者説明会の実施をいたしました。今年度におきましては、対象を小学校3年生・4年生にも拡大して実施をいたしますが、昨年度実施した取組に加えまして、洗口液の配付時にフッ化物の説明チラシを同封するとともに、新たな取組といたしまして、市内全児童に配付いたします学校給食・食育だよりの6月号と10月号でフッ化物洗口による虫歯予防効果を紹介

することとしております。

さらに今後も教育委員会と連携し、保護者連絡ツールでありますツムギノなどによりましてアンケートを実施して、状況把握をするとともに、周知を図りまして、家庭での洗口の実施率の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、続きまして委員から御質問いただきましたフッ化物の効果の検証に関してでございますが、フッ化物の洗口の虫歯予防効果につきましては、御承知のとおりCDCでありますとかWHOをはじめまして、国内外の機関で効果と安全性が認められているところではございますが、本市においても定期的に効果検証を行うことが必要であると考えております。

これまでの実施例として御紹介いただきましたが、フッ化物集団洗口をモデル的に実施をいたしました小学校2校におきまして、集団洗口を実施した学年と実施していない1年下の学年との間で令和4年度から6年度の3年間の1人平均虫歯数の推移を比較いたしました。その結果、洗口をしていない学年は、学年が上がるにつれて虫歯数が右肩上がりに増え、2倍となったのに対しまして、洗口を行った学年はほぼ増えず横ばいの状態となり、フッ化物洗口の一定の有効性が現れたものではないかというふうに考えているところでございます。

なお、本年度も引き続きその集団洗口のモデル校の検証は実施をしていく予定としております。

また、委員御指摘の家庭でのフッ化物洗口における効果検証につきましては、効果が出るにはいましばらく時間を要すると考えておりますが、今後は年度ごとに対象者が増加をしていくということによりまして、学校歯科検診などのデータが蓄積をされていくということで、こうしたデータを活用して望ましい使用法を検討しながら、効果検証を継続してしっかり行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（岡田ゆうじ） 大変丁寧に御説明いただきありがとうございます。

私が3年前ぐらいにこのフッ化物洗口をちょっとずつやるよっていう市政報告を出したら、やっぱり早速電話がかかってきて、あんなうちの子供にフッ化物かフッ素か知らないけど、そんなもの何てことしてくれるんだと、あんなそんなこと言っているんだったら次の選挙覚えていろよみたいなのが結構来たんです。このフッ化物洗口の話をする——やはり新潟県弥彦村の話が出るんですけど、弥彦村は今から半世紀前からこれをやっているんですね。そのときっていうのは、ちょうどイタイイタイ病とか水俣病とかの全盛期の中で、だから今よりももっとフッ化物の塗布なんて、洗口っていうのはとんでもないという反応があったはずですよ。

だけど、この間フッ化物洗口50周年を迎えて、大人の虫歯調査というのを厚生省と一緒にやったら、例えば1日の歯磨き回数、フッ化物歯磨き使用、間食・甘い飲物の頻度、予防歯科受診歴、教育年数などなべて——全部同じ条件になべて比較したら、やっぱりその50年前からフッ化物洗口をしている、フッ化物を塗布しているところは虫歯数が4本少ないと。だから、50年前の習慣が50年たった今でもその人たちの人生を、口内環境を守っているというのは、50周年の調査で出ているわけですね。だからいまだにこの四半世紀、ずっと新潟県は虫歯が一番少ない都道府県としているわけでありまして。

だから、言われてみればもう3年、最初からたっていますから、これだけの成果があるんだと、その理解度をもってやっぱり家に持ち帰ってもらったフッ化物洗口をやってもらおうというのが大事だと思いますので、ぜひ短期の、ちゃんとやっているか、やっていますかというチェックと、長期のいろんな抵抗がありながらも学校の温かい御理解の下でできるようになったこの事業の成

果を、また蓄積して出していつていただきたいと思います。

もう1点は、ペットの同行避難についてであります。いろんな会派からこのペットの同行避難のことについては最近質問が増えてきて、やっぱり南海トラフの問題もありますし、やっぱりペットを飼っている人からすると自分の家族みたいなものですから、だから災害のときに家族を置いていけないのと一緒に、やっぱりペット——家族であるペットを連れて避難したいけれども、その環境が整っていないのではないかとということでもあります。

先般の3月の予算特別委員会で、我が会派から非常に強くこのペット同行避難スターターキットの配備をお願いしたところであります。すなわち、例えばペット用の水とか、食料とか、トイレ用品なんかはそうなんですけど、それ以外にもいろんなペットの同行避難をするぞっていつていざ連れていつても、ツールがなかったらもう受け入れられませんので、だから全部100円ショップで買えるような簡単なものばかりですから、そうしたものをキットを用意してほしいと。

新潟県の新潟市——また新潟の話ですけど新潟市なんかはもう全市、全避難所に整備がされているっていうんですね。だから、全国でこういうペット同行避難スターターキットの配備が今非常に進んでいるところであります。3月の予算委員会で我が会派から要望させていただいたところでもありますけども、現状についてお伺いをしたいと思います。

○木村健康局部長 ペットとの同行避難でございますが、本市では災害時に飼い主の安全を確保するため、ペットと安全に避難できますように、令和5年の8月に災害時のペットの避難ガイドライン、これを策定いたしまして、その後各区の総合防災訓練等でペットの同行避難を取り入れるなど、普及に努めているところでございます。

御指摘のありましたペット同行避難スターターキットにつきましては、飼い主がペットを連れて避難してきた際に、飼い主自らの手でペットの一時保管スペースを開設すると、設置するためのものでありまして、その具体的な手順を示した指示書、受付名簿や一時保管スペースまでの動線を示す案内など、こういった掲示物といった関係の書類、そしてブルーシートなどの物資で構成していると、そういったものでございます。

令和7年度よりこのスターターキットを用いた啓発を開始したところでございまして、キットにつきましては、各避難所の実情に応じまして作成すべきものではあります。先ほどの予算特別委員会、御指摘いただきまして、検討した結果、いずれの避難所にも共通する物資につきましては、同行避難が可能となっている全ての避難所——これ市内で272か所ございますが、そちらに配置するというようにしたところでございます。

現在の状況ですが、キットに入れる具体的な物資の中身、これの調整ですとか、そのキットの受渡しの方法、例えば各避難所に直接持っていくのか、もしくは区からお渡しするのか、どちらがいいのかと、そういったことにつきまして、各区の地域協働課を通じまして、避難所の施設管理者、または防災福祉コミュニティと調整を進めているところでございます。

また今後、学校長会ですとか施設管理者への詳細な説明、こういったことを行った上で、9月頃から順次配付を行っていきたいと考えております。あと、各区の総合防災訓練で行う避難所、これにつきましては優先的に配付をしていきたいと思っております。

いずれにしましても、できる限り早急にこのスターターキットが配置できるように努めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 大変すばらしい答弁だったと思います。これで神戸でペットを飼っている

人は本当に何があっても一緒に、別れ離れにならなくて済むと安心をしたと思います。ぜひ、本当にこれから多死社会の中で孤立していく家庭とかも多いと思うんですけど、その家庭におけるペットの有効性というか大事さというのは、本当に我々自治体もしっかりと目を向けていかないといけないと思いますので、スターターキットを早急に手配していただけるという対応に大変感謝を申し上げて、またこれからもさらなる拡充をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（西 ただす） 他にいかがでしょうか。

○委員（森本 真） 私のほうから、医療・病院関係で2点質問をいたします。

厚生労働省のほうは、3月に地域医療構想及び医療計画等に関する検討会の取りまとめが行われて、地域医療構想を進めるということになっているんですけども、その中で神戸が出てくるのが外来医療提供体制の医師が過剰区域に指定をされたということをお聞きをいたしました。東京・京都・大阪・福岡と神戸の二次医療圏域なんですけども、外来の医師が多いということで、今後、新規開業は事前届出制で協議をして決めるんだというようなことが書かれていますけども、具体的に神戸でどんなことが起きるのかお伺いしたいと思います。

○筋健康局部長 今お話しいただきました外来医師過剰区域に神戸市のほうがこの3月末ですけれども、国のほうから制度が創設されたことに伴いまして、候補区域となった状況になってございます。この趣旨でございまして、外来医師が都市部などに過度に集中しているという状況を偏在すると、偏在している状況を是正するというところで、令和8年4月1日から施行されております改正医療法に基づきましてこの制度が創設されたというところでございます。

この指定に関しましては、都道府県のほうが指定をするという形になってございまして、新規開業する診療所に対しまして地域で必要とされる医療機能の提供を要請するような形と、要請に従わない場合には、実際に指定の期間が通常6年のところが3年に保険医療機関の指定が短縮されるなどといったような対象になるというものになってございます。

現在、神戸圏域のほうで外来医師過剰区域に指定された場合、兵庫県が新規開業者に対しまして不足する医療機能の提供を要請するというような形のものができるというような形になってございます。仮に要請に従わない場合にしても、この開業自体を規制するというようなことではございませんでして、新たな開院を認めないという状況にはならないというふうに考えているところでございます。

今後、この流れですけれども、不足する医療機能ということに関しましては、医療圏域ごとの協議の場である――神戸でありますと神戸圏域地域医療構想調整会議において検討・意見集約の上、県に報告して、県にて決定していくという流れになってございます。

我々といいたしましても、神戸市の外来医療の提供体制の向上につながるような形で、医師会、あるいは地域の医療関係者と連携を図りながら、協議・検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（森本 真） じゃあ説明を聞くと、特に新たな外来というか診療所がつかれないということではないということなんですね。分かりました。

それでもう1つ大きな話で、2027年4月に新地域医療構想がスタートするというところで、準備をされていると思うんですけども、その中で大きなのが病床削減計画で、全国の病院で余剰となっている約11万床の削減を進めているというふうに聞いています。

神戸では、どういうことが話されているというか、基本的に先ほど言われた地域医療調整会議

でいろいろされると思うんですけども、どういう状態になっているのかお伺いをします。

○**筋健康局部長** 現状、新たな地域医療構想という形で、国のほうで今後2028年度末に向けていろいろやり取りを進めていくような形の流れになっております。

この現行の地域医療構想に関しましては、兵庫県のほうで将来の病床数、必要病床数等も含めた推計を行っていくような形をした上で、各圏域に係る部分について、特に神戸圏域の部分に関しては、各圏域の有識者会議のほうで課題あるいは具体的な施策の検討を行って、その上で国が全体を取りまとめて構想を策定していくというような形の流れを取っていく予定になってございます。

ただ、厚生労働省が当市を新たな地域医療構想策定にかかるスケジュールにつきまして、令和7年度中にガイドラインを作成するという予定にはなっていたんですけども、現時点ではまだガイドラインというのが作成されていないという状況になってございます。

この地域医療構想に関しましては、兵庫県において令和11年——2029年の末までに策定されるものとされておりますけれども、ガイドラインにつきましては、地域医療構想策定の検討プロセスなんかもそこで示されるというふうに聞いております。

今後の神戸圏域での具体的な県とのスケジュール等というところにつきましては、ガイドラインが公表された後、兵庫県にも全体のスケジュールを確認しながら我々としては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○**委員（森本 真）** 今は国のガイドラインが示されていないので、様子見だということだと思いますけども、精神科の病床を含めて11万床全国で減らすような計画は、私は認められないなというふうに思っていますので、地域医療を守るためにも、コロナのときにも一般病床足りませんでしたから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、具体的に病院建設が進められている新三田市民病院のことについてお伺いをします。

基本計画が令和7年2月に出されました。基本設計が令和8年4月に出されています。この違い、大きな違いについてお伺ひしたいと思ひます。

○**筋健康局部長** 本年4月に基本設計のほうで公表されたところでございまして、令和7年——昨年の2月にお示しさせていただいています基本計画の内容、こちらをより具体的にしたようなものになってございます。

例えば、建物の配置、動線計画、フロア構成なんかにつきまして、今回、新たに三田市においてお示しをさせていただいたというものになっております。

整備計画の概要、あるいは方向性につきましては、基本計画の内容から大きく変更、更新というのは行っていないところでございますけれども、建物の仕様につきまして、当初病院棟の階数を6から8階建てというふうな形で基本設計では想定をしていたところでございました。今回、基本計画で6から8階建てとしていたものを、基本設計で6階建てという形で整理をさせていただいてございまして、これに伴いまして、構造につきましても鉄筋コンクリート造りから鉄骨造りに変更というふうな形になってございます。

建物の階数につきましては、周辺の環境、あるいは景観の配慮であったりとか、看護効率の向上という観点から、井の字型の病床の形態に変更の採用をしております。病院棟につきましても、6階建てとする計画に見直しているところでございますけれども、これに伴いまして病院の構造については柱の間隔を広く確保できるなど、低層階の設計自由度が高く、工期短縮、建設コストの面でも有利な鉄骨造りの免震構造を採用しているというところが、大きな変更点でございます。

○委員（森本 真） 経費削減と言われていましたけど、ごっつい経費が高くなっているのをちゃんと説明してください。そこが大きく違うんだから。

○筋健康局部長 ちょっと整備費の関係のところでございますけれども、今回事業費の精査、あるいは建設費の上昇なんかも反映いたしまして、金額のほうも変更という形になっているところでございます。

総整備費でいきますと、基本計画の策定時、利息含めてですけど661億円だったのが760億円ということで金額のほうも変更になっているところでございます。

○委員（森本 真） それで、西市民病院もそうだったんですけど、病院建設費がすごく上がっているんですよ。1つはこの三田市民病院はもともと254億円だったのが基本計画で661億円になって、基本設計でだんだん具体化していくと760億円になりました。これ土地の価格が入っていないんですよ。1つは土地の価格が幾らになるのかということと、この土地については神戸市は用地取得費から病院事業債の元利償還金に対して、三田市に措置される普通交付税相当額を控除した金額を三田市に支援するという、神戸市からお金を出すということになっているので、1つは取得費——三田が買うわけだけど、取得費がどれぐらいになって、神戸市の支援はどれぐらいになるかっていうのは見積もっているのかどうなのかお伺いします。

○筋健康局部長 用地取得費の関係でございますけれども、今回、三田市のほうで予算のほうになるんですけども、用地関連取得経費として約11.5億を令和8年の予算ということで計上をしているところでございます。

今、ちょっと委員からも御紹介がございましたとおり、土地の部分、用地取得の部分にしましては、三田市に措置される普通交付税相当額を控除した金額を神戸市が負担するという形になってございます。こちらにしましては、国のほうから40%相当分の普通地方交付税の措置がなされますので、そこを差し引いた分、三田市で負担する60%相当の部分、神戸市が財政支援を行うというような形で、令和5年3月の基本協定書で定めているところでございます。

この11.5億というところ、令和8年度の予算というところにはなりますけれども、こちら、実際利息の分ちょっと除いた形にはなるんですけど、約6割部分ということでいきますと約7億円負担するような形になってございます。

○委員（森本 真） その仕組み自身は分かりました。それで、どんどん整備費が高くなっているので、済生会が整備費の3分の1を負担することになってるんですね。その負担額が基本計画のときには162億円だったのが、基本設計になったら179億円ということで、どんどん負担が増えとんですけど、済生会、検討会のお金がないんだってずっと言ってたわけですけども、どんどん負担が増える。建設費はまだ中東情勢入っていませんからね、まだまだ上がる可能性があるんだけど、済生会の財政負担というのは大丈夫なんかとちょっと心配しているんですけど、その点いかがですか。

○筋健康局部長 この新病院の整備費に関してでございますけれども、三田市と済生会兵庫県病院において都度検証を重ねながら、開院後の運営も成り立つことを含めて確認をしてきたというところでございます。今回の基本設計の段階におきましても、整備費の増加に伴う済生会兵庫県病院の財政負担の増加額、今ちょっと御紹介がありましたとおり179億円という形にはなっているんですけども、ここに関しましては診療収益、あるいは指定管理料等の収益の見込み等の精査も今進めているところでございます。

現時点ではまだ精査中の段階ではございますけれども、おおむね持続可能な病院経営が見通せ

る状況にあるというふうに、三田市あるいは済生会兵庫県病院からは聞いているところでございます。

- 委員（森本 真） あかね、病院経営、そんな簡単じゃないんですよ。市民病院だってそうだし、今、大きな病院が7割、8割赤字で経営しているわけでしょう。それは多くは診療報酬の問題があるんですけども、診療報酬がすごく改善されるような方向にはなかなか向いてないですよ。そういう意味では、市民病院機構の病院の経営もなかなか厳しい状況があって、神戸市からも支援することになっているし、民間病院だって本当に消費税も含めて大変な状況が続いています。本当に新しい病院がちゃんとできるのかどうなのかということも、本当に精査をしないと危ないなと思っているんです。

この前、三宮の都市部の再開発の話をしましたが、もうやめているところ、結構あるんです。病院——新病院の建設ね、統合も含めた建設をちょっとやめとこかというところも出てきているので、今なら立ち止まれる状況にあるので、ちょっと検討していただいたほうがいいのかなと、後々両方が潰れるようなことがないようにと思うんですけど、その点いかがですか。

- 筋健康局部長 今、ちょっとお話がありましたとおり、今回の基本設計の部分に関しましては、確かに今の中東情勢っていうところは反映がされていないというところでございます。

とは言いながら、4月9日、三田市長のほうも会見をされておりますけれども、今後さらに実際に建設単価が上がっていくということも認識は持った上で、その上で新病院というのは不可欠であり、今後市民の命を守るための必要な事業として財政負担を抑えながら県や国の支援も得て進めていくという旨の発言もされているところでございます。新たに三田市のほうでも基金を設置して、財源の確保なんかも示されているところでございます。

三田市について、引き続き整備費については精査を進めていくということも聞いておりますので、我々といたしましても課題の共有等もさせていただきながら、連携して取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

- 委員（森本 真） もう終わりにしますが、金利が上がるといのが決まって、金利負担すごいですよ。今回で言うたら40億やったかな。そういうのがどんどん増えていくと、病院建設によっていろいろ三田市の市民への福祉関係がいろいろ切られたり、物が上がったたりそういうのもしていますので、本当によく精査していただきたいと要望して終わります。

- 委員長（西 ただす） 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

（なし）

- 委員長（西 ただす） 他に御質疑がなければ、健康局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。それではここで次の福祉局が入室するまでの間、休憩とします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前11時47分休憩）

（午前11時52分再開）

（福祉局）

- 委員長（西 ただす） ただいまから福祉環境委員会を再開いたします。

これより、福祉局関係の審査を行います。

それでは、事業概要について当局の説明を求めます。

○八乙女福祉局長 福祉局長八乙女です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、事業概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の令和8年度事業概要の3ページを御覧ください。

I 福祉局の概要といたしまして、まず局の職員数や令和8年度予算の概要を記載しております。

次に、5ページから6ページにかけて、II組織と事務分掌を記載しております。

次に、7ページに移りまして、III令和8年度主要事業の概要のうち、主なものを説明させていただきます。

くらしの安心と生活困窮者への支援でございます。

1. 食支援を通じた生活相談、(1)食支援団体への支援といたしまして、食支援を通じた生活相談を実施する食支援団体に対して、活動経費や冷凍・冷蔵庫の設置費用などの運営支援を引き続き実施するほか、コミュニティフリッジの設置・運営に係る経費の一部を新たに支援します。また、食支援団体に対する補助金の増額や公共保管庫の新たな確保にも取り組みます。

(2)フードサポートこうべの実施といたしまして、食料品・生活用品の無料配布会及び生活相談会を全区で複数回実施します。

3. 社会福祉施設に対する運営支援といたしまして、物価高騰の影響を踏まえ、施設種別に応じた市独自の運営支援を実施します。

高齢者の方への支援でございます。

1. 新たな通所型サービスの創設といたしまして、フレイル状態にある高齢者が自身の状態に適したサービスを選択することができるよう、新たな通所型サービスを創設します。

8ページに移りまして、3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進といたしまして、診断助成制度と事故救済制度を組み合わせた認知症神戸モデルを引き続き実施します。また、若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、市内の企業に在籍する産業医等を対象とした研修を新たに実施します。

4. 介護人材の確保といたしまして、市独自に実施するキャリアアップ支援金の支給等を通じ、介護人材の確保・定着に取り組みます。また、介護現場におけるハラスメント防止に向けた取組を引き続き実施いたします。加えてあんしんすこやかセンターの委託費用を人材確保の観点から大幅に増額します。

5. 介護施設の大規模修繕に対する支援といたしまして、介護保険制度創設時に整備された特別養護老人ホーム等の介護施設に対する市独自の大規模修繕補助制度を新たに創設します。

6. 敬老割引の実証実験に対する支援といたしまして、敬老・福祉パス制度の対象外となっている路線の一部において、民間バス事業者が実施する敬老割引の実証実験に関わる経費を補助します。

障害者の方への支援でございます。

1. 医療的ケア児者や介護者への支援といたしまして、訪問看護事業者が実施する医療保険対象外の見守り・介護等について、市独自の支援制度を創設します。

9ページに移りまして、2. 障害福祉サービスの充実、(1)計画相談支援導入の推進といたしまして、サービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保・定着に係る市独自の支援につい

て、補助要件の緩和や対象拡充を行います。

（２）日常生活用具の購入費用助成の拡充といたしまして、障害者の自立生活のために必要な用具費の支給について、ストーマ装具の支給基準月額を増額します。

（３）移動支援の対象拡大といたしまして、日中サービス支援型グループホームの入居者を新たに対象といたします。

地域共生社会の実現に向けた取組でございます。

10ページに移りまして、２．災害時要援護者支援の推進といたしまして、有識者等で構成された検討会を開催し、災害時における要援護者支援の在り方について具体的な検討を進めます。

４．しあわせの村のリニューアルといたしまして、新たに付加する機能や民間事業者の参入方法の検討を行い、リニューアル方針を策定します。

以上、事業概要について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（西 ただす） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、事業概要の説明も含めて福祉局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） フードサポートこうべについて伺いをいたします。

昨日も須磨区で行われて、ちょっと行ってきまされたけれども、表をいただきましたので表にしました。今回で９回目で、あと10回から13回以降はサンボーホールで各行政区割で４回行われることになっています。

もともと３万人の予定で春と秋とする予定になっていたのが、１回目から４回目までで2,200名の方が来たけども支援物資をもらえなかったということで、５回目の垂水体育館から数を大幅に増やして1,000から1,200だったのを4,300、兵庫では4,900——5,000用意したんだけど、100名が取りに来れずにいて、かつ400名が来たけどももらえなかったと。昨日は一応6,000用意して5,800が配られたというふうに聞きました。

トータルしますと、もう９回目だけで2万8,000の支援物資を配っていることになるんですね。１つは、いろいろ前回の委員会でも批判を浴びたと思いますけども、今日の主要事業の中身でも物価高騰の影響を受ける市民を幅広く支援するために全区で複数回行うんだというふうに書いてあるけども、全ての皆さん、困っている皆さんに当たらないとか、行けない人もいるとか、曜日によってまちまちで、日曜日は本当に大勢の人が訪れて足りなくなってしまったとか、いろいろあるんですけども、これまで、昨日までの経験から福祉局は何を学んだのかと。予算も基本的に３万以上は超えるのは——あと４回、サンボーホールで行われるので、もうだから秋分はなくなっちゃったということになると思うので——今後どういうふうを考えているのか、ちょっと具体的に庁内でというか、いろいろ改善というか、全員に配布しようという思いはあるんだろうけども、これで本当にいいのかなのかも含めて見解をお伺いしたいと思います。

○八乙女福祉局長 これまでの経過について説明いただきました。おっしゃっていただきましたとおり、これまで３年間——３年度にかけてフードサポートこうべ実施してきたんですけども、これまでの経過を踏まえて今回は箇所数も増やすというところで、おおむね各回1,000名というところで検討をしまして、合計で３万人の皆さんにお配りをできるように——３万人というか春・秋と分けますので、３万個がお配りできるようなことで予算を計上させていただいたところでございます。

実際に先ほど表にさせていただきましたが、やっていく中でやはり必要とされる方、配布を希望される方が想定以上に多かったというところがございましたので、第5回目の垂水区の会場から大幅に数を増やしてできるだけ多くの方に、希望される方にお渡しできるように努めているところでございます。

何を学んだかというところの御質問についてはなかなか難しい面もあるかと思いますが、1つはやはり私たちが想定している以上に支援を必要とされている方が多いというところと、たくさんの方に来ていただいたというところがまず1点でございます。

ただ、もともとのこの事業の想定として、来場していただいて相談——食料品等の配布と生活の相談、生活支援につなげるというところの両方を目的としておりますので、来られていただいているという方につきましては、相談ブースは設けてかつ配布数は増やして——レイアウトは変更はさせていただいたんですが、相談ブースはやはり残すということで対応をさせていただいている中で、一定の相談件数がずっと続いている。これまでの回数の中で、9回実施しまして180名の方の相談を受けております。相談につきましては、当日の会場で相談を受けられた方が、その後つながったのかつながっていないのかについては、匿名で受けている場合もありますので、その追いかけた件数については把握をしていないんですが、会場でやはり相談、急いで対応が必要だということで、生活保護の相談を進めた方が翌日区役所のほうに相談に来ていただいたり、後日問合せをいただいたりということで、全ての方ではないですが、何件かの方は相談につながっているという、数については確認をしているところでございます。

あわせて、森本委員につきましても何度も来ていただいているから御承知だと思うんですけども、会場でくらし支援窓口であったり、生活費にお困りの方に対するリーフレット、こんな相談窓口がありますよということをまとめたリーフレットであったり、会場にポスターとそれぞれの支援施策の40種類ほどのチラシがあるんですけども、チラシをラックのほうに置きまして、必要な方は持っていただくというところで、すぐに相談につながらなくても、やはりなかなか今は相談に行く必要はないとか、行く勇気が出ない方であっても、今後、何かあったときにその相談機関につながっていただくようなきっかけづくりというふうな意味では、効果があるのかなというふうには思っているところでございます。

もう1つの御質問の秋に向けてということでございますが、おっしゃっていただいたように、認めていただきました予算の範囲内で、現状春の実施については対応ができているところでございますが、しかし、やはり想定以上の費用はかかっておりますので、秋の費用を現状のままでやれるかというところと難しい状態ではあります。

一般質問の場でも答弁させていただきましたが、秋の実施につきましては、春の実施状況を改めて検証をさせていただく中で、庁内——福祉局の中でまず議論をして、庁内で秋の対応についてはどうすべきかということ、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（森本 真） 局長言われたように、物価高の影響を受けるというか、物資をもらいに行かないといけないという市民がいかに多かったかと。市長は国や県より市が一番よく分かっているんだと。今回は大きなメインとしてはフードサポートこうべを拡大してやるんだというふうに言ったけど、もっともっと困っている市民の皆さんがたくさんいるというのは、現状なんですよ。行かれなかった人がたくさんいらっしゃるのも僕らもいろいろ確認をしててですね、みんな結構苦労して並んでいるわけです。だって、3時間か4時間ぐらいそこにいないともらえないんだか

ら、早く並んでも遅く並んでも。だから、そんなやり方ではなくて、本当に困っている人、低所得者の人が困っている、いろんな人が困っているけれども、事業者も含めて。事業者は福祉局が見ないで経済観光の担当になると思いますけど、本当に一般の市民の皆さんが困っているのに対して、本当にこの物価高騰に対してどういうふうに神戸市が対応しないといけないのかっていうのを、もう1回考えていただきたいと思います。

食支援団体の支援というのは続けたらいいと思うけど、この多くの市民を集めるフードサポートこうべというやり方よりも、本当に困っている人に直接支援が行くような方法を考えないと、同じようなことをやってても、それは不公平がどんどんできるだけというふうに思うし、これちょっと基本的に言うたら福祉的な支援にはならないというふうに考えますので、よくよく考えてね。予算もなくなっちゃったから、言うたら新たな物価高騰で苦しむ市民の皆さんへの対応を考えていただきたいと思いますけど、これから考えると言っているけど、本当に考えていただきたいと思うんです。ちょっと再度御検討を。

○**八乙女福祉局長** 昨年度末のところで国の重点支援交付金をどう使うかというところについては、福祉局だけではなくて庁内で何度も議論を重ねたところでございます。

フードサポートこうべ自体の規模が大きいので、一番目立ってはいるところではございますが、神戸市の物価高対策については、先生方御承知のとおりフードサポートこうべ以外にも様々なメニューを用意をして、市民に対する生活支援と、併せて事業者への支援というところでは用意をしまして、補正予算において承認をいただいて実施を順次しているところでございます。

行かれなかった人への対応をどう考えるのかというところについても、たくさん御意見をいただいていますので、それも検討していくということと、本当に困っている人はというところで市でやはり把握している部分でお配りできるんじゃないかとの御意見もいただいているんですけども、なかなか市の中でラインを引くということについては、やはり市県民税の非課税の方であるとかというところでの線引きが一般的であって、なかなかボーダーラインの方に対応することが難しいというところなんか議論の中で、このようなフードサポートこうべを拡充するという方法が1つ判断をしたところでございますので、非常に私も議論の中に何度も入らせていただいて難しいなというところは思っているところでございまして、改めてまた今回フードサポートをやっていく中で、生活困窮者対策と併せて物価高対策——物価高で困っている市民の皆さんっていうのは皆さんであるとの中で、特に今回物資、食品を必要とされる方がたくさんおられたという現状を踏まえて、改めて繰り返しになりますけど、どのように考えていくか、限界はあるかと思うんですけども、庁内でしっかり議論をしていきたいと思っております。

以上です。

○**委員（森本 真）** もう終わりますけど、ボーダー——線を引くとその線のはざまの人が助けられなくなるというのは、福祉の制度のはざまでいろいろ皆さんも経験していると思うんです。それは救える方法っていうのはあるわけですよ、ボーダーを下げるというか、検討すればいい話なんです。物価高騰と生活苦っていうのは相反するものではなくて、今の物価高騰が生活を圧迫しているのは確かなんですよ、誰もが。よっぽどの大金持ち以外の人は除きますけど、そんな人、並びませんよ、基本的に。こんな制度だったらね。だから、本当に直接その人たちにわたるような手段っていうのは、各自治体でも考えていますやん。全市民に当たる物もあれば高齢者に当たる、子育て世代に当たる、いろいろあるけども、それに対して苦情なんて殺到しないんですよ。何で私当たらないんですかっていう。これは本当に行かないと当たらない制度だから、余計おか

しな制度に構築されているんだなど。何回もこれから続けるんですよっていうことで準備しているけど、そんなにこの制度続けるような予算も組んでないし、そういうことから、ちょっと本当に真剣に困っている皆さんに直接届く支援を考えてくださいと。考えると思いますけど、こういう制度じゃないのを構築してくださいと要望して終わります。

○委員（山下てんせい） 私のほうからは、高齢者の方への支援の中にあります新たな通所型サービスの創設というところについて、1点だけ御質問をさせていただきます。

これまで介護予防のプログラムの選択肢っていうのは非常に少なかったんですね。今年度から新しい通所型サービスを開始するということを伺っております。やはり身体的な機能改善としては、身体的な——いわゆるものっていうのは多いんですけど、やっぱり頭脳的な認知対策っていうのはなかなか少のうございます。

そこで、例えば健康マージャンとかね、頭脳のフレイル対策として、こういった効果的な事業者っていうのも考えるべきではないかなって思うんですけど、見解をお伺いします。

○小寺福祉局副局長 ただいま新しい通所型サービスのことで御質問いただきました。

ちょっとこの新しい通所型サービスのことを少し御説明させていただきたいと思うんですが、先ほど御説明にございましたように、介護度が軽度である要支援1・2などの方に対しては、通所型サービスとしましては、既存の介護予防通所サービス、それからフレイル改善通所サービスというのがございましたけども、新たに3つ目の通所型サービスということで、このたび多彩プログラム型のミニデイサービスというような事業になりますけども、これ愛称を神戸いろどりアクティブというような形で名づけて、市民に親しまれる通所型サービスとして今後運用していきたいと思っております。

このサービスですけども、週1回、1回当たり90分以上の実施ということで、内容は運動のプログラムを30分程度含みましてレクリエーション、健康講話などを複数組み合わせた事業者からオリジナルプログラムを提案いただくということにしております。

令和8年度、それから令和9年度に試行をして、10か所程度——10か所での実施を予定しております。令和10年度以降、さらに増設していくというような取組でございます。

ただいま、その10区の募集に対しまして7区で事業者を選定しております。まだ、さらに事業者選定に至らなかったところに関して、3区につきまして、再公募を行っているというところでございます。

ただいま委員から御提案ございました健康マージャンですけども、こちら一般社団法人日本健康マージャン協会によりますと、賭けない・飲まない・吸わないを合い言葉に健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりを目的としたマージャンということでございまして、記憶力・判断力等が必要でありまして、頭の体操になると。指先を使うということで、脳の刺激にもなりますので、介護予防にも効果があるということで言われてございます。実際に住民主体の集いの場でも取り組まれているところがあるということで認識してございます。

実際には高齢者の趣味趣向、それから興味・関心も様々でございますので、介護予防の重要な要素である社会参加の機会として介護予防・フレイル対策に取り組んでいただくための選択肢をいろいろ増やしていくということが重要であると考えてございます。

この新しい通所型サービス、神戸いろどりアクティブにおきましては、事業者から楽しい魅力的な介護予防プログラムを提案できる制度設計としてございまして、令和10年度以降の本格実施に向けまして、何か個別のメニューを特定してのサウンディングというところは現在予定してい

ないところがございますけれども、健康マージャンを含む介護予防に資する幅広いプログラムの提案が事業者から出てくるのを期待しているというところがございます。

今年度、それから来年度、試行期間の期間にこの実際の利用状況を見まして、課題を洗い出しまして、本格実施につなげていきたいと思っておりますので、そういった中で社会参加の動機づけとなる魅力的なメニューを提供できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（山下てんせい） 何か思ったより前向きな答弁でちょっとびっくりしたんですけど、実はマージャンって言うどうしてもネガティブなイメージしかないというふうなことを、やはりこれをちょっと払拭しようというふうな社会的な動きがあります。特にマージャンというのは、昔は本当にたばこを吸いながら、酒飲みながらお金を賭けてっていうイメージがあったので、どうしても一般の人が立ち入るような場所ではないというふうな認識があった時期もあったかと思うんですけど、近年はそういうことはなく、いわゆるプロマージャンの方が、プロ雀士の方が一般の人向けにマージャンのお教室を開いたりとか、あるいは会員さん同士でそういったマージャンの競技として楽しむというふうな、そういうことで、やっぱりマージャンに対してもっと興味を持ってもらったり挑戦してもらいたいというふうな意図があるんだろうと思うんですけども、ただ、一方で高齢者の方が地域交流センターなどで頭脳ゲームということでマージャンをやると、どうしてもやはり顔見知りの人たちと卓を囲むことになりますので、ちょっと気を許すと賭けたくなったりとかね、やり取りをしたくなったりとかってということが散見されると聞きました。

やっぱりそういったところはしないようにと正しく指導しながら、健康マージャンというふうなくくりの中で競技として楽しんでいただくということを前向きに進めていただければ、このマージャンというもののイメージも変わってくるんじゃないかなということを実は期待しているんですね。私もマージャンが好きなほうですから、そういった純粋に応援するためにはやはり環境が大事だろうと思いますので、それをしっかり事業所のほうでインストラクター等配備しながら、チェック機能を働かせながら、楽しくフレイル予防に活用してもらいたいなというふうな願望がありまして、そういった観点から考えれば、やはりマージャンをやる場所を与えるだけでなく、そういったインストラクター的な、あるいはマージャンを教えてくださいというふうな方をしっかりと備えて、事業提案をしていただけるような事業者があるといいなと思います。

すみません、今ちょっとお金を賭けてマージャンっていう発言がありましたけれども、すみません、これは一般論として申し上げているので、これはちょっと訂正させていただきますね。すみません。

とにかく私は何が言いたいのかといいますと、いわゆる競技としてのマージャンをしっかりと介護フレイル対策に用いるということにおいては、効果があるとやはり考えますので、ぜひそういったところも踏まえて考えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（西 ただす） 他に。

○委員（岡田ゆうじ） 今年度から監査指導部を監査指導課に組織改編をすると。部から課への格下げにも見えるわけですけども、ちょっとどういう理由なのか、その意図等を御説明いただきたいと思います。

○八乙女福祉局長 まず御質問いただきました、今年度の組織改正につきまして、監査指導部が監

査指導課になりました理由を、2つ説明させていただきたいと思います。

1つ目は、令和2年度に部になっているんですけども、もともと令和元年度まで福祉局で監査指導業務を担当する課は3課——監査指導課、介護指導課、障害者支援課指定指導係というのが3つに分かれておりまして、そこを統合しまして部を置いたというところの目的があったんですが、その目的が一定達成できたと考えたのが1つ理由でございます。

具体的には、部設置から6年が経過したんですけども、それまで介護と障害、指定と指導、法人と事業所といったような形で各課で実施してきました監査指導業務の一体的な実施であったり、電子化等によります業務改善が進んで、一体的・効率的に監査指導業務を行う体制がみんなで一体となってできるようになってきたというところが、まず1つ認識をしているところでございます。

2つ目は、高齢者障害者を取り巻く状況の変化が非常に激しい中、スピードが速い中、監査指導業務で把握した課題を監査指導部だけではなくて福祉局全体に反映をしていく、政策の立案に反映をしていくというところがより機動的に対応できる体制の構築が必要であるというふうに考えたことでございます。

あわせまして、本市におきましては重層的な意思決定のシステムを改善していくという、全市的な傾向で令和2年度から副局長を各局に配置をしまして、これまでの局・部・課の3課体制から局課のいわゆる二層制の体制に段階的に進展させたというところでございます。

そこで、福祉局についても副局長が配置されたわけではありますが、監査指導部だけ部という形で置いておりましたので、今回、監査指導業務におきまして一定の役割を達成したというところを踏まえまして、いわゆる二層制を採用して、よりスピード感を持って効率的・効果的に業務を進めるとともに、副局長が所管をする下で局内で連携をしながら監査指導業務をしているところと障害だったり高齢の対応部門が連携をして、より一体的に取り組むことができるようになったというふうに考えております。

以上です。

○委員（岡田ゆうじ） 最近、神戸新聞とか福祉局のプレスリリースなんかを見ると、やたら不正受給の案件が多いんですね。圧倒的に多いんですよ、半年に1回ぐらい不正受給の話が出てて、じゃあ神戸市の福祉事業所っていうのは、そんなに悪党の集まりとかね、悪い人たちの集まりなのか。で、詳しく見てみると、それは不正受給と書いてあるから、例えば領収書の書き換えとか、例えば100人分のを1,000人と申請したとかそういうのを想定するんですけど、そうじゃなくて何をもって不正受給だっているのを、その新聞の記事とかプレスリリース見てみると、大抵はサビ管の問題、人員配置の問題なんです。だから不正受給というと何か人のものを取ったりとかそんなイメージがあるんですけど、今神戸市ですごいケースで挙げられてて莫大な返還金を求められていたり、事業が継続できなくなっているのは、その人員配置のことで、要は本来神戸市が求めていたことに対してうまく対応できていないから、じゃあ遡って幾ら幾らから何百万報酬を返してくださいと、この分は不正受給だからですっていうのが、今、多発しているんですね。

そのことを福祉局の関係することでは監査指導部のことについての相談っていうのが一番多いわけです。

ついこの間もあったのは、よくあるケースだと思うんですけども、例えばある月にサビ管の人が、ただ1人のサビ管の人が何か心身の失調か何かで失踪しちゃったと、連絡が取れなくなっちゃったと。サビ管が施設にいないっていうのは問題だから、じゃあそのときに失踪したので職員

の配置換えをして勤務シフトからも外したと。その後、代わりの人を——その月末にその人は果たして辞めちゃったので、じゃあその次のサビ管をみなし配置として置いたっていうんですね。というのは、今厚労省の特別措置で、そのサビ管の人が急遽やむを得ない事情で辞めちゃった場合、いきなり事業所を潰すわけにはいかないんで、そういう場合はみなし配置ですということと2～3年待ってくれるという制度があるんです。

だけど、その事業所はそのことを福祉局に言ったら、いやいやその方が失踪しちゃった段階で勤務シフトと配置換えを行っているじゃないですかと。もうその時点で認識をされているから、今回のケースはみなし配置はできないんですって。結局、じゃあ遡って全部返金をしてくださいと、それが新聞記事になったのかプレスリリースになったのか分からないですけど、そういうケースもまさにこの間、ついこの間聞いた。それなんかも、ちょっとの間の要は音信不通になっちゃって連絡が取れない期間はちょっとの間、要は1か月というやむを得ない期間のあれがあるわけですから、置いておいて、果たして辞めちゃったときにみなし配置に切り替えたら何の問題もなかったんですよ。だけど、正直に失踪した瞬間に勤務シフトを変えて、万が一のことがあっちゃいけないからって変えたがために、あなたその時点で認識しているじゃないですかっていうことで、全部返金になっちゃったんです。

私、その話を聞いたときに、厚労省としてそういう、神戸市としてもそういう制度だからそうなんだけど、なんでそれを福祉局に聞かなかったのと。失踪しちゃって連絡もつかないけど、ひょっとしたらぼつと戻ってくるかもしれない。ひょっとしたら1か月後辞めちゃうかもしれない。こういう状況で、しかし御存じサビ管がすぐ配置できない現状がある中で、一番どうしたらいいですかっていうのを何で福祉局に相談しなかったのって聞いたら、監査指導部はそんなことに答えてくれない。そもそも電話が通じないって。電話で対応をしないと。だから、失踪して連絡がつかなかった数週間の間、例えば勤務シフトや配置換えをどう書類で手続したらよいのかぐらいは、サポートを受けるべき案件です。その結果、手続によってはそこから2年、3年普通にみなし配置で普通に事業が継続できたのに、その人はじゃあもうここからここは不正受給ですから全部返してくださいと。あなたはそもそもこの期間は福祉事業者とみなされませんから、全額返金してくださいって言われちゃったんです。

今、監査指導課とほかの課の連携ということをおっしゃっていただいて、それは物すごい大事なことだと思うんです。福祉局として福祉事業を推進しようと言っておきながら、みんなは怖くて怖くて監査指導部に問合せができない。そんな初歩的なことでも確認できないっちゃうんです。監査指導課になったら、いわゆる局全体の方針に課として従うけれども、今、部としての独立性があったからそうになっているんじゃないかということをお話しいただいたわけです。

だから、ぜひその点を改善してもらいたいと思うし、電話の相談を受け付けないというのは、やっぱりおかしいと思うんですよね。

例えば兵庫県内でも姫路市なんかはちゃんと監査指導課っていうので電話番号が書いてある、何でも聞いてくださいよって書いてあるわけです。政令市でもさいたま市とかは、例えば介護事業係、障害事業係、監査指導課ですよって、何かあったら電話で聞いてくださいってあるわけです。

よくこの神戸のk i n t o n eや電子メールを通じてしか問合せができないシステムは、何か行き過ぎたD X化じゃないかって言うんですけど、だけど東京都だってですよ、東京都だって指導監査部とか指導第一課、各担当ごとにちゃんと電話番号書いてありますよ。

だから、DX化の問題というよりは、何かちょっと神戸市独特の監査指導セクションの方針というか、そういうものが出ちゃっていると思うんです。

だからぜひ、監査指導に関しての問合せが、僕らも相談が一番多いですから、ぜひこれを八乙女局長、八乙女政権の間にこれ改善してほしいんです。だから、ほかの市みたいに電話でね、そんな一般の市民がいたずらでかけてくるなんて、監査指導課に絶対ないですから、電話である程度受け付ける。k i n t o n eとかDX化も進めているわけですけど、ちょっと今の例みたいにみなし配置にするにはどういうことを気をつけたらいいんだろうと、ちょっとこれを書き間違えただけで、ぱっと巨額返金でもう事業終わりですみたいなのに、今神戸市の事業は、事業者は結構直面しているんで、そういう電話でも対応してもらえるような形に、今回監査指導部から監査指導課になった流れの中で対応していつてもらいたいと思うんですが、見解を伺います。

○小園福祉局副局長 まず、岡田委員に御指摘いただきましたように、その事業者の方になかなか御不便をおかけしているというところについては、申し訳なく思っております。

今ちょっと御案内いただきましたように、監査指導課では事業所の方からの御質問、こちらは基本的に電話ではなくウェブ上の質問フォームからお願いしているというのが今の現状でございます。その理由といたしましては、寄せられる御質問がやはり事業所の指定の可否であったり、今委員のほうから御紹介いただきましたように、報酬額に関わるといったところもございますので、御質問の意図を正確に理解いたしまして、正確に回答することが求められるというところの中で、口頭でのやり取りというところが行き違いがやはり生じてしまう恐れがあるというところがございます。

加えまして、障害と介護、それぞれ制度が複雑というところもございます、正確な回答を行うためには法令や通知をひもとく必要がございます。その場で回答をなかなか差し上げるところが難しいといった点もございます。

加えまして、やはり市内では多くの事業所がございます。限られた体制で順次効率的にお答えしていくためには、質問の受付方法を統一させていただいているというところでございまして、以上のことから、御質問につきましては引き続き質問フォームでお願いしたいというふうには考えているところでございます。

ただ一方で、事業者の方から、例えばなんです、物件の契約前に図面を見ながら指定基準を満たすかどうか確認したいというお話であったりとか、あと顔を合わせて相談をしたいといったような御要望も聞いているところございまして、それらに関しましてはちょっと予約制で対面でも相談枠を設けることを現在考えているというところがございます。

引き続きできるところから、順次事業所の方の利便性向上に資する取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（岡田ゆうじ） 福祉の制度は物すごい難しいですよ。皆さんも数年ごとで交代しますから、それは役所の人だって間違えちゃいけないというのもあるし、監査指導課、監査指導部の人を見ると、みんな真面目ですごい優秀で、尊敬できる立派な人が多いですよ。だけど、事業者から見ると、厳し過ぎるというよりは、コンタクトが取れないと。だから何を考えているか確認しようがないというのが一番多いんですね。それは、多分インフラの問題だと思うので、コミュニケーションツールの問題だと思うので、ぜひそれは対面のあれもすごいちょっと混雑をするのではないかなと思うんですけども、ぜひ改善の余地を考えていただきたいと思います。これはお願いを申し上げて終わります。

○委員（植中雅子） 障害福祉サービスの充実のところ、計画相談支援導入の推進についてお尋ねをいたします。

私これは本会議でも、それから委員会でも何度かお尋ねをして、ぜひとも相談支援員を増やすということで対策などをお願いした次第ですけど、これ県で年に1回だけ研修をされていて、そしてコロナのときには中止されていたからなおのことですけど、新しい計画相談支援員があまり育っていないというか、その辺のところの問題じゃないかなと思うんですけど、要は新規の計画相談支援を行った事業者には市として独自の支援をするということなんですけど、根本的には相談支援専門員を増やす、あるいはその資格を持っている人に再び職に就いていただくっていう、そういう工夫が必要ではないかと思うのは、当たり前のことなんですけど。それプラス、例えば今兵庫県で1回行っている研修ですけど、例えば2回行うとかをして、まずは相談支援員を増やすということに注力すべきと思うんですけど、その辺のところいかがでしょうか。

○黒田福祉局副局長 相談支援専門員の確保・定着について御質問をいただきました。

御紹介いただいたとおり、本市におきましては計画相談の導入率が低いと、政令市の中でも低いという課題に取り組みまして、令和2年度より人材確保の補助を開始しております。令和5年度には大幅な拡充を行ったのと併せまして、本年令和8年度からは補助の要件を緩和しまして、さらに力を入れておるところでございます。

その結果、令和元年度には相談員は139名であったのが、令和4年度末までの3年間で28名、さらに7年度末までの3年間で52名、計80名の増加をしており、当初より1.6倍に増加をしておるところでございます。

あわせて、計画相談の導入率につきましても、大人であれば令和元年度の時点では45.2%であったものが、令和7年度末には52.3%、障害児——お子さんであれば11.4%から14.9%とそれぞれ増加しておるところです。

引き続き補助等で確保・定着のほうを図っていきたいというふうに考えております。

あわせて研修による確保につきまして、研修の機会の増加についても御質問いただきました。御紹介いただきましたとおり、現在、兵庫県のほうで研修のほうは実施しております。相談支援専門員につきましては、障害特性であったり、様々な相談に乗る観点から実務経験が必要になっておりまして、加えて県で行っております初任者研修というのを受講しております。

コロナ禍では受講定員を制限しておりましたけれども、現在は元の定数に戻っておるところです。加えまして、令和6年度からは県が実施しております——委託して実施をしておるんですけども、その事業所での研修に加えて、県が別途指定する事業者1か所に研修を指定しております、そちらのほうでも受講が可能でございます。

結果、現在申し込まれた方全員が受講する機会が得られているという状況になっております。

いずれにしても、計画相談の導入率については、まだまだ課題であると考えておりますし、そのための相談支援専門員の確保・定着は必須だと考えております。計画相談を必要とされる方々、あるいは利用したい方々がそのサービスに行き届くように、多くの方が計画相談が利用できるように推進してまいりたいと考えております、

○委員（植中雅子） やっぱり政令都市の中で断トツ低いというのは、やっぱりちょっとこれは、ぜひともせめて真ん中ぐらいまでいくぐらい努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員（細谷典功） よろしくをお願いします。

ちょっと所管の項目になるんですけども、5月の議会で一般質問で質問しました、視覚障害者の歩行を支える歩行訓練士の育成や確保についてお伺いいたしたいと思います。

答弁では確保に向けて研究していくという答弁をいただきました。ありがとうございます。その際、神戸市内の重度の視覚障害者数約3,800名に対して、実際に歩行訓練を行っている歩行訓練士は実働2名程度であるということを指摘させていただきました。本市としまして、現状の歩行訓練の待機の状況や利用ニーズをどのように現在把握していますでしょうか。

また、歩行訓練士の育成費用の支援、それから育成機関との連携など、歩行訓練士の確保に向けて今後具体的にどのような手法で取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○黒田福祉局副局長 歩行訓練士についての御質問をいただきました。

現在、視覚障害者に対する歩行訓練などの生活訓練事業につきましては、令和8年度より視覚障害者の相談窓口でもある神戸市点字図書館のほうで受付をしており、実施機関である神戸アイライト協会と連携して実施をしておるところでございます。

令和7年度の白杖歩行訓練の実績は206件でございまして、うち来所によるものが93件、訪問によるものが113件となっております。

訪問による歩行訓練につきましては、歩行訓練士が希望者の自宅、あるいは駅周辺などに実際に出向きまして、指定のルートを安全に歩行できるようになることを目指しておるため、マンツーマンできめ細やかな訓練で対応しておるところでございます。

そのため、1日当たりの訓練時間が少なくとも半日程度、場合によっては移動等も含めますとそれ以上の時間を費やすということになってございます。

白杖歩行訓練に対応できる歩行訓練士は、ここでは1名在籍しておるところで、個別に状況やニーズを聞き取り、歩行訓練計画を策定し、回数であるとか内容というところを決定しているところでございます。

ニーズについてですけれども現在待機者が常に発生している状況にはないと。ただ、日程が合わずに希望されるタイミングで訓練を受けることができないというふうには聞いてございます。これまでの実績を見ますと、年度によって多少のばらつきはありますけれども、ほぼ横ばいというようなことになっております。ただ、白杖歩行訓練の有効性が今後浸透することによって、さらに希望する方が増加し、これまで以上にニーズが増えるのではないかというふうにも考えておるところでございます。

具体的な支援についてですけれども、福祉局としましては養成機関でもある大阪にある日本ライthouseに出向きまして、実習の場を見学させていただいたことと併せて神戸市が抱える課題とか、あるいは現状について意見交換をさせていただきました。また、先日は神戸市立の盲学校のほう訪問をさせていただきまして、同様に意見を伺ったところでございます。

今後は、歩行訓練を行っている国立の神戸視力障害センター、あるいは兵庫県の視覚障害者福祉協会などにも訪問しまして、意見交換であったり状況の把握に努めるとともに、神戸市の視覚障害者福祉協会とも意見交換を実施する予定とさせていただいております。

それらのお話等も踏まえまして、何人の歩行訓練士が適正なのか、あるいは不足しているのかあればどのように養成していくのかというようなことも、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○委員（細谷典功） いろいろと御検討ありがとうございます。

ニーズが横ばいということも言われていますけど、要は歩行訓練士さん自体が1人ですので――市内、ライトさんは1人ですので、頭打ちの状態かと思います。

あと、いろんな機関に出向いていただいてヒアリングをしていただくということなんですけれども、私も今週、市立盲学校さんと昨日は国立視力のほうにお伺いしまして、いろいろ意見交換をさせていただいたんですけれども、やはり皆さん問題意識を持たれてまして、本当に期待されておりますので、まずは1名増を何とかお願いしたいと思います。

そこでちょっと具体的なスケジュール感という話がありまして出てこないんですけれども、何かスケジュール感がありましたら教えていただきたいんですけれども。

○黒田福祉局副局長 先ほど御答弁させていただいたとおり、まずはちょっと関係機関へのヒアリングというふうなことを主に思っておりますので、それを踏まえて、また今後のスケジュールについては考えていきたいと思います。

○委員（細谷典功） よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（西 ただす） 他にいかがでしょうか。他に御発言がないですか。

（なし）

○委員長（西 ただす） でしたらこの際、私から当局に説明を求めますので、この間、進行を副委員長に交代いたします。

○副委員長（木戸さだかず） 西委員長。

○委員長（西 ただす） 少し簡単にお聞きしたいんですけど、10ページのところで災害時の要援護者支援の推進のところで書いているんですけど、対象者そのものを、災害時に独り暮らし高齢者が27万人いて、そこからもうちょっと考え直すんやということも含めて言われているようだったんですけど、実はこの間、人工呼吸器をつけているような方がどうしたらいいんだろうかという相談を受けたりして、あるいはその後歩行が困難な方も、私は一体災害時どうしたらいいんだろうかということで、分からないというふうに言われているんですよ。

障害を持っている方が、言い方としては障害のある方が福祉につながっていないんじゃないかみたいな言い方もされたりしたんですけど、ちょっとどういうふうにいざといったときに移動が大変な方、困る方っていうのはつかんでいらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○小園福祉局副局長 今、御紹介いただきましたように、本市では条例に基づきまして災害時の要援護者ということで、要件といたしましては要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級所持者の方、あとは療育手帳Aの所持者の方、さらには65歳以上単身世帯の方、あと75歳以上の方のみの世帯、これらの方々を対象としておりまして、これらの方々が令和8年3月末時点で約27万人というところでございます。

神戸市民の5～6人に1人というところで、実際に災害時に支援できるのか、実効性が確保できるのかという課題が生じたことから、先ほどの御紹介いただきましたような検討をさせていただいたところでございます。

先ほどおっしゃってございました人工呼吸器の方であったりとか、歩行困難な方というところでございます。先ほどの要件に見合う方に関しましては、福祉情報システムのほうから私ども拾い上げて、先ほどの27万人のリストのほうを手元のほうでは作成をしているというのが現在の状況になっているところでございます。

○委員長（西 ただす） 個別の避難計画の策定を促進するというふうに言われているんですけど、

やっぱり気になったのは両名とも災害のときの避難所っていうのがあるんだなとばかりとは思っていたんだけど、福祉避難所って言葉自体知らなかったというふうに言われて、ちゃんと伝わっているのかなと。当然、福祉避難所では対応できなかったら病院とか、そういったことも具体的になると思うんですけど、それが本当に伝わるようになっているのかなという心配をしているんですね。

個別の、当然計画をつくるかどうかというのはあるとは思いますが、やっぱりそれがちゃんと伝わって必要かどうかというのを、本人ともうちょっと話していくようなシステムが要るじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○小園福祉局副局長 個別避難計画についてのちょっと御質問というふうにいただきました。

個別避難計画、私ども、本市といたしまして、優先的に取り組むべき対象者を重症心身障害児・者の方であったりとか、24時間人工呼吸器装着患者の方であったり、あとはハザードエリアに居住している要介護5の方、こういった方々に位置づけまして、順次それぞれに見合った形で取組を進めているというところでございます。

具体的には重症心身障害児・者に関しましては、社会福祉法人のほうに委託いたしまして、また24時間人工呼吸器装着患者に関しましては、区の保健センターにおいて個別の避難計画を策定を進めているところでございます。

また、ハザードエリアに居住している要援護5の方に関しましては、現在、ケアマネジャー協力の下で作成を進めているところでございます。

なかなかちょっと情報のほうが行き渡っていないという御指摘に関しましては、引き続き本市のほうでも情報発信に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（西 ただす） ちょっと簡単にですけど、例えば人工呼吸器が24時間という方とか、あるいはハザードマップで危険な地域の介護5の方ってすごく少ない——少ないというか限定され過ぎやなと私思っているんですけど、それは何人ぐらいいらっしゃるのかというのは、今分かりますか。

○小園福祉局副局長 ちょっと時点で数字が動きますのはお許しいただきたいんですが、重症心身障害児・者の方に関しましては、在宅の方で約1,000名いらっしゃる中で、現在200名強、作成をさせていただいているというところでございます。

24時間人工呼吸器装着患者の方に関しましては、125名のうち118名の方に個別避難計画を、区保健センターの保健師が作成をしているような形になってございます。

また、ハザードエリアに居住している要介護5の方に関しましては、ちょっとこちら、推計値になりますが、約500人、これに関しまして約130名の方に関しまして計画のほうを策定しているというのが現状でございます。

○委員長（西 ただす） もう質問しませんが、やっぱり対象として困っている方はもっとたくさん——こういう非常に厳しい基準になっているのかなというふうに思いますので、ちょっともう1回これは考えるべきかなというふうに思いました。

質疑としては終わります。

では、他に発言がなければ福祉局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

○委員長（西 ただす） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後 0 時50分閉会）